

第六十三回国会 大蔵委員会 議 録 第十七号

(三三三)

昭和四十五年三月二十七日(金曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 江藤 隆美君

理事 木部 佳昭君

理事 地崎三三郎君

理事 丹羽 久章君

理事 坊 秀男君

理事 森 美秀君

理事 阿部 助哉君

理事 堀 昌雄君

理事 貝沼 次郎君

理事 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主計局次長 船後 正道君

大蔵省理財局長 岩尾 一君

大蔵省証券局長 志場喜徳郎君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

大蔵省國際金融局長 奥村 輝之君

自治省行政局長 皆川 迪夫君

警部局長 津川 一彦君

委員外の出席者

経済企画庁総合開発局参事官 加藤 庄市君

運輸大臣官房観光部長 渋谷 正敏君

運輸省海運局次長 野村 一彦君

日本開発銀行総裁 石原 周夫君
大蔵委員会調査室長 末松 經正君

委員の異動

三月二十六日

辞任

美濃 政市君

補欠選任

中澤 茂一君

同日

辞任

中澤 茂一君

補欠選任

美濃 政市君

同日

辞任

坂元 親男君

補欠選任

江藤 隆美君

同日

辞任

江藤 隆美君

補欠選任

坂元 親男君

同日

辞任

江藤 隆美君

補欠選任

坂元 親男君

同日

辞任

江藤 隆美君

補欠選任

坂元 親男君

三月二十六日

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

同日二十五日

支那事變賠償金國債償還に關する請願(齊藤滋与史君紹介)(第一七四〇号)

同日二十六日

貴石、貴金屬製品等第一種物品税撤廃に關する請願(堀田政孝君紹介)(第一九二八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二號)
利率等の表示の年利建て移行に關する法律案(内閣提出第三二號)(參議院送付)

○毛利委員長 これより會議を開きます。

日本開發銀行法の一部を改正する法律案、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案、利率等の表示の年利建て移行に關する法律案の各案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 開發銀行の總裁にお伺いします。開發銀行の設立の趣旨といいますが、目的といふものはどういふことですか。

○石原説明員 銀行局からお答えをいたしておると思いますが、開發銀行法的第一條に、設備資金に対する一般の金融の奨励、補充といふことがうたつてございまして、日本産業の再建、経済の振興といふことのために設備資金の融資、民間の資金の補充をする、あるいはこれを奨励するといふような立場から貸し付けをいたすといふことが業務のうちに承知をいたしております。

○阿部(助)委員 皆さんのこの業務報告書によりまして、「経済の再建及び産業の開發を促進する」とありますが、経済の再建といふのはいつまでかかるのですか。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のように、「経済の再建」といふことは、いまの情勢に照らしますとたいへんしつくりしないことばになっておりますので、最近におきましては「経済の再建」といふのを、広い意味での経済の成長発展といふようなことばとして読みかえて考えておるようでございます。

○阿部(助)委員 日本の國民總生産が資本主義国では第二位になったといふようなときに、なおかつ「経済の再建及び」云々といふことで、これだけ大きな金を大資本のほうへ融資してゐる。一体、この開發銀行の目的はもうすでに達して終わっておるのじゃないか。なおかつ、これをこりやうていつまでも大資本のほうに奉仕するような形で続けなければいかに理由は一体どこにあるのだという感じがするわけですが、その辺はどうなんでしょうか、もう一ぺん。

○近藤政府委員 ただいま御指摘のございましたとおり、開發銀行の本来、初めのころに目的をいたしておりましたような融資対象、それらが時世の変遷とともに、もはや開發銀行の融資の対象としてふさわしくないといふことになってまいりましたものもたくさんございまして。しかし、それと同時に、また新しく社会生活の変化、ことに最近における生活環境の変化、社会環境の変化、そういうものに即応いたしまして、民間金融に乗りにくいような長期安定資金を供給する必要性といふものも、一方においてたいへんに増加してまいっております。したがって、この前も申し上げましたように、片方において卒業生を送り出し、片方において新入生を迎え入れるといふような形で、法の許す範囲内におきまして、融資対象についても変化を持たせながら開發銀行本来の使命を遂行してまいらうといふことが必要ではないかといふふうに考えております。お示しのうちに、ものによりましてはほとんど卒業生として送り出していくといふことが必要であらうかと存じます。

○阿部(助)委員 経済は日々これ発展をするのだろし、するのが当然であります。そうすると、開發銀行の使命といふんですか、そのためにはますます必要になってくる、こういふことになるわけですね。しかし、それならば、この目的に書いてあ

るように「経済の再建」、これを「成長」と読みかえろといったって、当局のほうでは読みかえるのは自由かもしれぬけれども、この文字からいって、「再建」というところにウエートが置かれて

いるとすれば、これははつきりと書きかえをしなればいかぬのじゃないか。この問題はまたあとでお伺いしますけれども、どうもその点で、当初の設立の趣旨からいってだいぶ違ってきたのではないか、なおかつこれをやらなければいかぬというあたりに問題があると思う。それはあとでお伺いしますが、金融の補完ということとは、總裁、どういふことなんでしょうか。

○石原説明員 ただいま銀行局長からお話がございましたように、民間資金ばかりではまかないのつかない部分もございます。これには、ごく俗な言い方でございますが、量的補完と質的補完と申しまして、量的に足りない部分を補完をしていく、質的に、企業の持つておりますプロジェクトの危険性と申しますか、新規性と申しますか、あるいは先進性と申しますか、そういうようなものもございまして、量的に足りないというばかりじゃなくて、そういう企業にはある限界までしか民間金融機関では金がつかない、その両者を通じて補完ということをお願いしております。

開発銀行の設立当初の場合におきましては、御承知のように、民間資金の蓄積が足りなかつたわけでありまして、これは財政資金をもつて量的に補完をいたしたという時代がございました。この量的、質的補完というのは非常に俗な言い方でございまして、両者併存している場合がきわめて多いのでございますが、傾向といたしましては量的補完の段階から質的補完の段階に入りつつある。その質的補完の段階はどういうものかという点と、先ほど銀行局長が申されたような新しい分野が出てきておる、こういうふうな御理解いただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 總裁のおっしゃることからいいますと、結局何でもできるということですね。量的というのと質的というものが明快に区別ができて

ないということになれば、何でもできるということになるのじゃないですか。

それならお伺いしますが、いまの開発銀行というものは、これは政府機関なんですか、民間機関なんですか。

○石原説明員 政府が全額出資をいたしております。運営の基本につきましては、御承知のように運営基本方針というものを毎年閣議で決定をされてお示しをいたしておるわけでありまして、

それから、これも一昨日銀行局長からお話がございましたが、各個の融資につきましても、一部そうでないものもございまして、原則といたしまして、必ず各省で当該プロジェクトの政策的意義をこらへいただきまして推薦をいただいておりますわけでありまして、したがってその意味におきましては完全なる政府金融機関というふうにお考えいただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 そういふことになればなおさら、民間の会社でも定款というのがある、定款からはみ出すことは禁止をされておる。同じようにここで補完あるいは再建というふうなことを使つておた場合、やはりその趣旨に沿つていくのが当然のことであり、その限度で守らねばいかぬ節度がある、それは思ひますが、補完ということになったら、金融機関がある程度金融をする、それでは足りないからそこで開発銀行がある程度これに補完をする、これが常識だろ、うと思ひます。その常識どおりやつておられるわけですか。

○石原説明員 私が先ほど量的補完とか質的補完というのを申し上げましたのも、まさにそういう意味でございまして。

○阿部(助)委員 その問題は、問題がある、その点で、お伺いすることにして、それだけお伺いして次に移ります。

開発銀行を見ますと、一番伸び率の大きなものは電子計算機関係、昨年に比べてたしか一六六%ですね。それで、金額の大きい点では海運ということになっております。これが九百六十七億、こ

ういうことで、電算機関係については先日わが党の堀委員からも詳細質問が行なわれましたので、私はきょうは海運関係を中心にお伺いしたいと思ひます。

いま海運関係ではいわゆる中核六社といわれておる。これは全外航船舶の保有量で、どのくらいこの六社が持つておる比率になりますか。

○野村説明員 お答えいたします。

ただいま正確な数字、資料が手元にございませぬが、約七割強と存じております。

○阿部(助)委員 七割強とおっしゃるけれども、あなたのおっしゃる運輸省から出した「日本海運の現状」というのを拝見をいたしますと、六ページに「六グループに集約されたが、その保有外航船舶量は当時のわが国外航船舶全体の約九〇%を占めるものとなつた。こういふおつておるのです。これはあなたの答弁と違つておるが、どうなんですか。

○野村説明員 先ほどの答弁、正確でございませぬでしたが、先生いまの御指摘の、これはグループ全体でございまして、六中核体の傘下にある系列、専属を含めると九〇%ということになっております。

○阿部(助)委員 それで、これによりまして、六社のうち四社が世界海運企業の一位から四位を占めておる。日本の企業が世界の企業の中の一位から四位を占めておるんですね。そうして残りの二社も十位以内に数えられるに至つたというから、この六社はベストテンの中に全部入つておる。

しかもそのうちの四社は、世界企業の中で一番目から四番目までを占めておる。これくらい大きくなつた。これになおかつ開発銀行という特別な援助をしなければならぬ、というの、一体どういふことなんですか。その辺を開発銀行からお伺いしたいと思ひます。

○石原説明員 ただいま阿部委員のお示しのとおり、最近におきます造船量が大いものでございまして、したがって、保有船舶量から申しまするとただいまお示しのような数字に相なつ

ておるわけでございます。ただしかしながら、現状から見ますと、非常に急速な船舶増強を行なつたものでありますから、自己資本比率で申しますと、これは四十三年ですか、日本の場合の全産業平均が二割一分という数字が出ておりますが、海運業は二三%に相なつておるわけでございます。

したがって、自己資本を充実し、会社の非常に強い基盤をつくりつつ再建をいたすという趣旨であつて、業務内容改善をいれていくことは確かでありまして、業務はまあおつしやつたよりなことであります。それでは国際競争力というよりな観点から見ますと、外国の大きな船会社のように相当有効な自己資本、内部保留を持つておる会社とは違ひまして、そういうものの比較におきましてはまだ遠く及ばないと思ひます。か、及ばないところがたくさんあるという状態でございます。

○阿部(助)委員 自己資本比率が低い、国際競争力が弱い、だからなおかつこれからは手厚い保護政策をやる、こういう趣旨の答弁だと思ひますが、今日までこの船会社に対してはさんざん援助をしてきたわけですね。また、いろいろ問題も起きてきた。造船汚染であるとか、これは佐藤さんによく聞いたほうがいいのかわかりませんが、その援助のおかげで、いま申し上げたようにベストテンの中に六社が全部入つておる。そうして一位から四位まで日本の企業が占めるようになった。ただ自己資本比率が低い、これを何とかせにやいかぬ、体質を改善せにやいかぬというが、これは總裁どうなんですか。あまり過保護なものだから肥満児になつてしまつて、自己資本比率をふやす努力をするよりも、安直に開発銀行から低利の金を借りたほうがいい、利子補給をしたらいい、ほうがいいというので、自己資本の比率を直すの、ではないか。努力のあとというものは一つも見えないじゃないか。それをあなたのほうで、自己資本比率が低い、これを理由にされる、これはおかしいのじゃないか。日本の

会社は大体においてみんな自己資本比率が低い。もう数年前からそのことは言われつつ、なおかつ自己資本比率は、最近ますます設備投資の旺盛、それによる金融、そういうものから日本の企業の自己資本比率は、最近皆さんの努力、政府当局はいつでも言っているのが現状じゃないです、ますます低下しているというのが現状じゃないです。か。その中で船会社については特にその面が強いのであって、あなたがいま自己資本比率が低いなどと言っていることは、みずからそれを助成しておいてそれを云々してみたところでしょうが、いかにでもないかという感じがするのですが、いかがですか。

○石原説明員 お話しのように、日本産業全体として自己資本比率が低いという点は、日本産業の一つの弱点と申しますか問題点であらうかと思うのであります。ただ私が先ほど申し上げましたのは、その低い自己資本比率をもつても一般産業におきましては二一％である、それに対して一三％であるというのを申し上げたわけでありまして、その全体として低い、非常に問題のありまする日本の産業の中でも、非常に自己資本比率の低いところである。したがって、もし海運業の内容が非常によくなるということだけを考えますれば、船はあまりつくらないほうがいいというところに相なるかと思うのであります。しかし、船をつくるということが一つ国策としてきまつておるわけでありまして、その点は、あるいは運輸省側からお答えをいただいたほうがいいかと思うのであります。その前提で考えますと、やはりある程度の助成をいたしながら、しかも船は相当の量をつくつてまいる。

なお、これも運輸省からお答えをいただいたほうがいいと思つておりますが、利子補給あるいは財政資金を融資するというのをいたしております。外国との競争関係もございまして、御承知のように海運業というものは最も国際競争にさらされているものでございしますから、たとえばイギリスが二割船価補助をしておる、フランス

ス、イタリアあたりも一割から一割二分の船価補助をいたしておる、こういうことがあるのでございまして、そこら辺の各国におきまする助成の関係、それらをにらみ合わせてまいらなければならぬという点があるかと思ひます。

○阿部(助)委員 各国の助成や援助の点については後ほどお伺いいたしたすけれども、日本ほど手厚い保護助成をしておる国が一体どこにあるかと私は言いたいのでありますが、それは後ほど資料でもつてお伺いをいたします。

自己資本比率は、三十九年の三月、これは一六％でした。それが四十四年三月には一三％に低下しておる。全体に日本の企業は自己資本比率が低いといわれてきた。だけれども政府の政策はそれと逆行しておるのかというところは、これは自己資本比率が低下しておるというところは、これは政府当局は一体どういうところか狂つておるのですか、それとも政府のやり方が、私に言わせれば、これは金融の大企業に対する過保護だ、それで肥満児になつてしまつておるんだ、特に船の關係はその代表であるというふうに考へるのですが、どうですか。

○近藤政府委員 ただいま御指摘の点、たいへん重大な問題でございまして、自己資本比率の改善につとめるにもかかわらず、自己資本比率が次第に低下をしまつてまいるというところは、全体として非常に大きな問題であることは御指摘のとおりでございします。

そしてその大きな原因の一つは、やはり成長の角度が非常に高いという場合におきましては、どうして他人資本に対する依存度が高くなる。大蔵大臣がしばしば申し上げておられますように、全体としての成長のスピードがある程度落としてまいるというところが、大きな意味では自己資本の改善にも役立ち、健全な成長に資する。そういう意味におきまして、長期における成長のスピードといふものを考へながら、財政金融の処理をしてまいるということが第一点として申し上げられるかと思ひます。

それから第二点の、大企業に偏重しておるのではなからうかという問題でございします。これは前回の引き締め時までにおきましては、あるいは前々回と申し上げたほうが正確かと思ひますが、そういういったような傾向もあるいは若干はあつたのではなからうかというふうに觀察いたすわけではございますが、現在におきましては、今度の引き締めの一つの特色は、大企業における資金繰りのほうが、中小、中堅企業に比べてかなりきつと申します。点は、やはり資金の流れにつきましてもそういう方向における研究、くふうというものができ、金融の体制もそれに向くような方向に向かつておる。したがって、今回の場合、大企業に対応する資金、大企業の資金需要の伸びが非常に著しいということに対するブレーキのほうが、中小企業に対する場合よりも相対的にはるかに強くなつておるという形におきまして、いまお示しになりましたような方向に、たいへん御満足のいくような速さではないかと思ひますが、徐々に向かいつつあるというふうに私は判断をいたしております。

○阿部(助)委員 いま近藤さんの御説明は、高度成長の速度が速過ぎる、こうおっしゃつておるのですが、速過ぎるという言いながら、なおかつまた開銀の資金ワクをふやして、そして、御承知のように開銀は、大体こういう政府政策というけれども、それは大企業のほうに融資をされておる。これは、片つ方では速過ぎるとおっしゃり、あるいは開銀の引き締めと片つ方で言ひながら、なおかつこういう資金ワクを増大する。船は、もう少しあつてお伺いいたしたすけれども、船の場合等とは、ますますここへ大きな金をつぎ込んでいくというところは、どう考へてもこれは少し矛盾をするのではないか。まあ私だけが頭が悪くてわからぬのか、いまいちのお話を聞いておれば、国民は、いまの政府のやり方、御答弁には矛盾を感じるのが当然だ、こう思ふのですが、いかがでしようか。

○近藤政府委員 ただいまの海運の例を引きますと、先ほど總裁からのお話のございましたように

に、海運の体質の国際的な脆弱性という問題もございします。同時にまた、それは、先生からお話のございましたように、やはり保護の程度は次第に薄くすべきであるという考へ方もございまして、また海運業自体が、昔に比べますとかなりに体力がついてまいつたというような点をも考慮いたしまして、たとえば四十四年度におきましては利子補給率を引き下げまして、これは、開銀の分が二・五％から一％、あるいは市中銀行の分が二・七六％から二・二％に引き下げられるというよりなこと、あるいは融資比率がきびしくなる、あるいは貸し付け期間がきびしくなるといったような方向で、全体としての海運の立ち直りに応じたようなやり方がとられてきております。その結果、開銀全体に占めます海運のシェアも、数年前まで、この五年間ぐらひは大体四割台くらいでございしたので、いまや三割に近づいてきておるというような状況にあるのは、そのあらわれかと存じております。

○阿部(助)委員 そこで、私が冒頭お伺いしたように、またの白書で書いてありますように、日本の企業は一番目から四番目までの船腹をランクされておる、あとの二社もベストテンの中に入つておるといふぐらひに、いままでこれは政府の過保護で——私は、はつきりとこれは過保護だと思ふ。それでここまでは来ておるわけですが、それは世界じゅうで一番強くなりたという企業の希望もあるし、皆さんの希望もあらうけれども、もう一番目から四番目まで占めておるのに、なおかつ一体どこまで海運に援助の手を伸ばさないうかぬのか。国民はちよつと納得しないのじゃないか。もう一番目から四番目になつておるというのに、この体質が弱いとか強いとか——それはもつとにかく大きくなりたといふ希望はあるでしよう。

あるけれども、これだけになつておるものを、なお過保護を続けなければならぬという理由は、いまの御答弁では、總裁の御答弁から聞いても、近藤さんの御答弁からお伺いしても、これは一つも私は納得するようない御答弁ではないわけですが、

う少しここをきちんとしてくれませんか。

○野村説明員 ただいま先生の御指摘のように、わが国海運業の量的な面から申し上げますと、確かに世界の首位十位の中に中核六社みな入っております。そういう面におきましては、非常に企業は量的に大きくなったということでございます。しかしながら、今後、世界貿易の伸び、またその中におきますわが国の貿易の伸びということを見通してまいりますと、私どもが過去に計画いたしました建造量は常に実績を下回っておりまして、今後の予想を見ましても、たとえばわが国の船で積み取り比率でございしますが、全貿易量の中で、わが国の船で運んでおります比率を申し上げますと、大体輸出が全体の三七％程度、輸入は四七、八％でございます。つまりわが国の輸出入物資の半分以上は外国船によって運ばれていて、こういう状況でございます。したがって、輸入の面から申し上げますと、鉄鉱石とかあるいは石油という、わが国の重要な原材料を低価格で安定的に輸送をするというためには、今後ともわが国として海運の外航船舶を数多く建造するということとは、国民経済的な観点からも必要と思っております。私どもはその方向で今後ともやっていきたいと思っております。

○阿部(助)委員 だから、貿易はふえる、輸入物資は非常に多い、それはわかるのです。そして、それをできるだけ自分の国の船で運びたい、さらに外国の貨物も運んでもうけたい、外貨をかせぎたい、そんなことは子供でもわかる理屈でありまして、だからといって、日本の経済全体のバランスというようなものも考えてこれは行なうべきであって、特に船だけ、これだけ今日まで過保護を続けてきた、それをなおかつこれから続けなければならないのか。それは北歐の国のように船でかせいである程度外貨をかせぐ国はあるだろうし、あるいは物を生産して外貨をかせぐ国もあるだろうし、それを全部自分の国の船でやらなければならないという理屈もなからうと私も思うし、また全体

として見て、今日までの過保護で、何べんか繰り返して言うよりでありますけれども、これだけ、世界の一位から四位まで占めるというふうなところまで来て、それをなおかつこうやって開銀融資の最大の部面を占めなければいかぬ、利子補給はせなければいかぬというあり方は、問題があるのではないかと。

日本の企業の中にはまだまだやらねばいかぬ問題がいくつかあるじゃないか。農業なんというものは、ちよつと米が余るといえば作付減反だ、いや物価の中で据え置きだというならば、もう少し農業基盤の整備に金をつぎ込むのがむしろ当然じゃないかという、私は幾つかの問題を感じるわけではあります。なぜ船にこれだけせねばいかぬのか。というのは、あなたの貿易が伸びた、日本の貨物を運ぶ量がこれだけだからせねばいかぬというの、何も理屈にはそれはならぬ、と言えは語弊がありますが、なおかつこれだけの援助をせねばいかぬという理由には薄弱過ぎると思うのです。いかがですか。

○野村説明員 私どももいたしましては、先ほど石原総裁が答へられましたように、一つは、外航船舶といふのは、裸のまま諸外国との国際競争にさらされております。したがって、一応量的には非常に大きいフリートを持つておりますが、外国船と競争するための国際競争力ということが問題になってまいります。それにつきまして、具体的には外国船と競争して対等以下の運賃で荷物をとれるということが国際競争力でございますが、そのためには諸外国におきましても非常に手厚い援助をいたしております。たとえば英国におきましては投資奨励法ということで、二〇％を、キャッシュ、現金で船を建造しようとする適格船主には補助金を出しております。また西独等におきましても、非常に金利の低い融資の政府保証等の措置を行ないまして、低金利で船をつくらしております。そういう状況でございますし、また一方先生も御承知のように、わが国では非常に造船業が発達しております。諸外国からの受注

を受けて多量の外国船を毎年外国に輸出しております。そういう船との競争というよりなこともございまして、わが国の現在の海運業の国際競争力というものは、裸ではどういふ諸外国にとても太刀打ちできないという状況でございますので、私どもとしましては、海運業のためよりも、むしろ国内の重要産業の物資の安定輸送をするための手段といたしまして、国際競争力のあるフリートをそろえるということが必要である、こういう観点から今後ともそういう助成が必要であらうと考えております。

○阿部(助)委員 いまのお話には、私は幾つか合点のいかぬ問題があるんですがね。イギリスが援助をしておる、二〇％奨励金を出しておる、こうおっしゃっておるのだけれども、これは全部の外航船に出しておるわけですか。

○野村説明員 いや全部の外航船ではございませうが、外航船舶を建造する場合に、ちよつと日本で開発銀行で適格船を審査しておられると同じように、ある一定の基準のもとにやっておることと存じております。

○阿部(助)委員 あなたのところのこの白書では、コンテナ船については二〇％の奨励金を交付しておる、こういつておる。その次のページで、外国の海運業に対する助成制度を並べておられますが、これには日本の援助のものを載せてない。比較できないようになっておる。日本ほど援助をしておる国はないのじゃないですか。イギリスの場合二〇％援助をしておるとあなたはおっしゃるけれども、これはコンテナ船に限ってのことであって、必ずしもそれほど手厚い援助をしてないのじゃないか。だから何か一部分をとって外国がこうやっておるなんというところをおっしゃること、もう少し全体を見ながら国民のための答弁をしていただかないと困るんですが、私はそういう点で、一部分だけのあれをとって全体のような形で答弁をされるのは非常に不満であります。

○野村説明員 ただいま先生御指摘の点は、海運白書の二十三ページのことにしておしやう。おられると思いますが、これにおきましては、船そのものの建造につきましてはもちろん一定の審査をし、合格した船につきましては、コンテナ船であらうとなからうと投資奨励金を交付しております。ここにございましては、コンテナ船そのものに對する投資奨励金のはかに、コンテナパン、箱でございまして、その箱につきましても一隻につきまして三セツト分、そのコンテナ船について二〇％の投資奨励金を出しておる、こういう意味でございます。一定の基準に合格した船は、コンテナ船であるといふにかかわらず投資奨励金を出してあります。コンテナパンについても三セツト分の投資奨励金を出しておる、こういうこととでございます。

○阿部(助)委員 ここで各国の助成策をずっと並べて比較しておる、こういうときにはやはり日本のもので比べたら、日本がいかに過保護であるかということも明瞭になると思うんですが、わざわざ日本のものだけは比較できないように抜いてあるのじゃないですか、この白書では、これは少しおかしいと思つておるのに、日本のものを比較できないように、イギリス、アメリカ、ノルウェー、ギリシャ、イタリア、西ドイツ、フランスとこう並べてあるのだけれど、こゝへ日本の欄を一つ設ければ、一番これが明瞭にわかるわけですが、これが抜けておる。いまおっしゃったように、イギリスはコンテナ船はなるべく援助をしておるけれども、そのほかの部面をずっと比較してみますと、必ずしもあなたがおっしゃる通りに日本の保護が足らないなんというときには、比較して低いなどということにはならないのじゃないか。それが証拠に、あれだけ競争でいたんだ日本の船会社が、先ほど言っておる通りに、世界のトップクラスにすらりと名前を並べるといふようになったのは、そのためじゃないですか。船会社の努力もさることながら、一番大きな力は政府の財政援助というものがあつたて大きかったと私は思うのですが、そうではないのですか。

○野村説明員 ただいまの先生の御質問でございますが、過去におきまして海運業が非常に悪かった時代に、再建整備をはかりましたために再建整備二法をつくりましたし、またそれに基づいて予算措置等をやっていたいただきましたおかげで海運が非常に立ち直ったことは事実でございます。しかし、私どもが五六年の再建整備期間の立ち直りのおもしろい理由を分析、検討いたしてみますと、たとえば過去にありました債却不足の解消あるいは延滞の解消に寄与しました要因を分析してみますと、たまたま再建整備期間中におきまして世界の経済全体が好況であつた、また日本経済も非常に成長したということ、やはり船がかせぎました債却セテージを占めておりまして、国家の直接、間接助成もこれにあつておるということであらうと思ひますが、全体といたしましては世界経済あるいは日本経済の好況を背景にした一つの上向きの波に乗ったということも大きな原因であつたと考えております。

○阿部(助)委員 あなたは質問の焦点をぼかされるのだけれども、世界経済が好況だったのは、何も日本だけに好影響をもたらしたというわけではないでしよう。日本の企業がぐんぐん伸びていつて、相対的にトップクラスに躍り出たのはどうしてかと私は聞いておる。その問題はあまり追及しなくともいいですが、あまり焦点をはずした答弁をされたのでは先へ進まぬのですよ。私は、世界経済が好況だったなんというの、日本の船会社にも好影響を与えたのだらうけれども、外国の船会社にもこれは好影響を与えたのだと思ひます。社にもそれは与えなかつたのですか。日本の船会社だけが世界の好況の影響を受けたというふうな答弁をされるのですけれども、そうではないでしよう。

○野村説明員 もちろん諸外国の海運会社もそれによつて世界経済の発展のために相当収益をあげておるといふことは、先生御指摘のとおりでございます。ただ日本海運の場合は、そういう背景がござい

ましたところ、この助成というものがあつて、これが有効に働いたというふうに私も考えております。もしこの助成がなかつたならば、このことを考えますと、とても現在のような海運の姿は見られなかつた、かように考えております。

○阿部(助)委員 それでは個々のじやなしに、全般として日本よりも保護をしていゝという国の名前と、どういふものであれかというものを——イギリスのコンテナ船だけとつては困りますが、全体としてあげてみてください。

○野村説明員 先生お手元にお持ちのことと思ひますが、この海運白書の二十四ページ及び二十五ページに各国の海運助成制度につきまして、直接助成と間接助成とございします。まずそのイギリス、アメリカというところをごらんいただきますと、イギリスは新造船関係におきまして投資奨励金二〇％、アメリカは建造差額補助金を定期船につきましては五五％出しておりますし、西ドイツは同じく建造補助を一〇％、フランスは二二％出しております。

それから融資の金利でございますが、イタリアでは船主負担金利が利補後五・一％、西ドイツにおきましては政府融資の場合二・五％、復金融資の場合五・五％、フランスの場合は復金融資の場合四・五％、日本は、現在の船主負担金利は利子補給後平均いたしまして五・六五％ということになっております。こういう例を見ましても外国とはほぼ同等、あるいは国によつては外国のほうが手厚いという状況であると思ひます。

○阿部(助)委員 私はそれは思ひぬのであります。この議論をしておると先に進めませんので、先に進みますが、造船汚職の時代から今日まで引き続いてこれだけの保護をしてきておるわけですか。しかも、それでこれだけになっておる。そうすると、この融資というものでここまでになったと思ひますが、皆さんのこれを見ると、大体年

間五億五千万ドル程度外貨をかせいで日本の国際収支に寄与してきた、こう述べておられるわけ

あります。これは推定といつておりますが、どういふ根拠で推定をされておるわけですか。

○野村説明員 これは、海運国際収支は全体といつたしましては赤字になっております。いまの先生の推定は、これはIMF方式で計算をいたしますと、わが国の貿易構造上からも、またIMFの計算の方法からしても赤字になるということはやむを得ないこととございまして、いまの先生の御指摘は、海運活動の結果外貨を獲得した、日本外貨の蓄積に寄与したというものを私どもで実質的に試算をしてみたわけでございます。その数字でございます。

○阿部(助)委員 これは私が言つたんじゃないのです、ここに書いてあるのですよ。この「外貨の取得額および節約額は、毎年五億五千万ドルに達するものと推定され、わが国国際収支の改善にも大きく寄与している。」国際収支に大いに寄与した、これは私全面的に否定はしません。だけれども、国際収支も最近では非常に黒字基調である。あまりたまたまとよその国からどうの言われるので、むしろ散らすのに少し骨を折らなければいかぬというふうな段階のようでありまして、そうすれば、国際収支の面で運輸省、船会社の方で寄与というふうな問題は、日本の国際収支の上からいへば、船をこれだけ援助してふやさなければいかぬということにはならないんじゃないかと思ひますが、大蔵当局はどうですか。

○近藤政府委員 先ほど先生御指摘になりましたように、海運業につきましては、確かに従来の制度がその役割を終つたという面もございします。そこで、さつきから申し上げております新入生として大いにこれから伸ばしていくというふうな部類に属するものとは、私も考えております。

○阿部(助)委員 外貨のほうでこれだけ寄与したとおっしゃるんだが、貿易依存度の高い日本で、これが国民生活、物価等にどういふふうに寄与したか、私はむしろそのほうが重大だと思ひのであります。そのほうの計算はおやりにならなかつたのですか。

○野村説明員 あとで正確な数字をお答え申し上げますが、私どもの検討いたしましたところでは、三十五年から四十二年までの七年間に、わが国の主要な原材料であります鉄鉱石及び石油の運賃がトン海里当たり、つまり運んだ距離と物量をかけた数字でございますが、トン海里当たりで見ますと、鉄鉱石におきましては約四〇％、それから石油におきましては約五〇％下がつておるといふこととございまして、それだけの寄与をしておる、こういうふうに考えております。

○阿部(助)委員 開銀の総裁にお伺ひいたします。これは私のお願ひしました資料と少し違ふのであります。電力は百億以上融資をしておる会社の数を聞いたのであります。これは件数で三十八件となつておるわけでありまして、電力会社は九社ですね。そうするとこれは一社当たり相当な金額になる。また海運関係も件数で、一件当たり百億以上の融資ということになると、これはおそろく大手六社だろふと思ひますが、その点は間違ひありませんか。

○石原説明員 いま阿部委員がごらんいただいたのは、「日本開発銀行の資本金別貸付残高 四十四年三月末現在」という数字だと思ひます。これでごらんいただきますと、電力が五十二件で三千三百八十七億、五十二件と申しますのは、おっしゃる通りに社数ではございしません。貸し付け件数であります。したがって九電力以外に、たとえば原子力発電株式会社であるとか、あるいは常磐石炭であるとか、そういう会社がございます。それから、九電力のみではございしません。ございしますが、主力は九電力でございまして、これはおっしゃるとおりでございます。海運のほうも百六十件、これは件数でございます。四十六億と申します数字になっておりますけれども、これも中核六社が、先ほど七割というのを言われたのですが、その割合になりますかどうか。これは中核六社だけではもちろんございせん。それ

以外の系列会社あるいは専属会社も入っておりまして、その社数は必ずしも大手六社のみだというわけではございません。

ただ、ちよつと申し上げておきますのは、これは阿部委員の御注文ではこういうことであるかどうか存じませんが、ごらんのとおり四十四年三月末の残高でございます。これは一昨日も私申し上げたのでございますが、開発銀行のございました当初の間にございましては、電力、海運、鉄鋼、石炭、肥料というようなものに、年によりまして八割九割という額を融資したという時期がございます。電力会社におきましては、現在のように原子力でありまして、か石炭火力というように限定せられたものじゃなくて、全体の火力の増強、水力の増強に融資した時代がございます。しかもこれは融資期限が非常に長うございますから、したがってその当時出しました残高がその中に入っております。しかし、御承知のように、最近では電力だけについて申しますと、年々二百億程度の融資をいたしておるわけでありまして、これは非常に限られた計画だけに対してやっておりますわけでありまして、大体年々の償還がほとんど同額でございますから、電力会社に対する貸し付け残高はほとんど動いておりません。したがってこの残高ベースで、大体大会社に出しているとおっしゃるならば、そのとおりでございます。残高ベースではまさにそのとおりでございますが、最近におきましては、一昨日来銀行局長からお話がございますように、貸し付け金の重点を切りかえておりますから、したがって、ここにあります額は貸し付け計画が毎年毎年どういような資本金のウエートになっているかという、このことは必ずしも合いませんし、なかなか御指摘の電力会社あたりが大きな数字になっておりますのは、過去の蓄積分がそういうことになっておまして、最近におきましてはそういうウエートは減ってきているというふうに御承知いただきたい。

○阿部(助)委員 私がお伺いしているのは、ウエートは、海運の五十億以上百億未満ということ

ろが十三件あるわけですね、これは大手六社ではないですかと、私は件数じゃなしに会社の数を出して、くれ、こう言つたのです。また次の、一つの件数で百億円以上ということと二十四件、これはやはり大手六社ではないですか、こういうお伺いをしておるわけですね。

○石原説明員 ちよつと私は手元に海運会社の資本のリストを持っておりませんので正確な回答をいたしかねるのでありますが、百億以上ということでありまして、これは中核体であろうかと思ひます。ただ、五十億円以上百億円未満というところは、これはむしろ中核体よりは、各グループに属します系列会社、その中の大きいほうの部分に当たるかと思ひます。

○阿部(助)委員 私は、その論議は二年前、澄田さんのときにさんざんやつたのでありますが、私の満足するような資料を出していただけないわけですよ。だから、開銀がお貸しになっておる金額の上のほう二十社ぐらゐのものは、どの会社がどれくらい借りておるのだというぐらゐのものは資料として出してもらいたい、それでないといふ十分な審議が尽くせない、こういうことで要求をいたしました。ところが總裁も当時の澄田さんも、金融機関だからこれが出しにくいんで、個々にお伺いしてくればいつでも個々のケースでは出します、こゝろおっしゃつておるが、出してない。大体開発銀行から金を借りたというのは会社にとって不名誉なことであるのか。業務上差しつかえる、商売上差しつかえるという問題ではなからうと私は思ふ。だから海運なら海運の六社の、個別にどれくらい出しておるのかという資料が私ははしかつたわけですね。そうすれば私ももう少し焦点を合わせた質問ができるのでありますが、そういう資料はひとつ出していただけないか。これは主として国民の金を使つておるわけですね。しかもこれは、町の高利貸しから借りておるということならあるいは不名誉かも知れぬけれども、開発銀行から企業が借りるということとは、私は決して不名誉なことじゃないと思ふ。全部の融資を出せな

うことは言わない。国民の機関である開発銀行が貸してある金で大手のほうの何社ぐらゐのこと

は、私は国会審議の上では当然のことだと思ふ。なぜそれが出せないのか。私はその理由がわからない。金融機関だとおっしゃるけれども、これは政府の機関でしよ。政府の金を使つておる。その会社が一体どういふ形でもうけ、どういふ形で将来の皆さんの願ひ企業の体質改善に努力しておるのか。努力してないならば、それに対して今後どうするかというふうなチェックの問題も出てくる。そういう点でこれは当然出すべきだ、私はこゝろ思ふのでありますが、いかがですか。

○石原説明員 阿部委員も御承知でございますように、たしか前回、一昨年でございまして、その機会にも同様のお話がございまして同様の回答をいたしたわけでございますが、金融機関のこととございまして、取引の相手方に対してどれだけの融資をいたしておるかということにつきましては、この際、提出するのを差し控えたいということと、前回の御審議のときにもお願い申し上げたように記憶いたしております。

○阿部(助)委員 その、金融機関だからとおっしゃるが、おたくの金融機関は特殊な政府の機関である。だから、出せないという。ただ金融機関だからだけでは国民は納得しないでしょう。私は納得できない。だから、もう一つ突っ込んだ、出せないなら出せないという理由を述べてもらいたいのです。

○石原説明員 金融機関といたしましては、相手方との間に一種の相互の信頼関係のようなものがございます。取引の関係に属しますお互いの関係があるのでありますから、その点からいたしまして、政府金融機関ではございまして、それと、そういうふうな、どの会社にもどういふような貸し付けがあるというふうなことは、お出しをすることとを差し控えたいということで、一昨年以来申し上げておるわけでございます。

○阿部(助)委員 それで迷惑だというならば、そういう機関は開銀の金を使わなければいいのであつて、国民の金を使う場合にはそれぐらゐのものは当然出すべきだと私は思ふ。その点では、あなたと私はこの前から意見が違つておりました。私はその点ではこの問題、もう少し開きたいのでありますが、この資料ではどうも私は困るわけですね。

それで、ごく最近の大手六社の償却前の利益というものが新聞では報道されておるのですが、これはどなたからか、一応数字をあげてもらいたいと思ひます。

○野村説明員 四十四年九月期につきまして申し上げますと、中核六社でございますが、六社の当期未処分利益が合計四十一億七千万円ということになっております。

○阿部(助)委員 私の手元に、これは日経ですが、「海運六社の今三月期業績予想」というので、これははつきりしておるから私聞いたんです。四十一億とだいで違ふのです。私、償却前の利益と、こゝろ言つたんですよ。四十一億なんというものがよくないですよ。これによりまして、郵船が百十二億、商船三井が九十二億五千万円、川崎汽船が六十三億、ラインが六十五億、新日本汽船が四十七億五千万円、昭和海運が四十億ととなっております。これはもちろん、償却前と償却後はだいぶ違ふことはわかりますが、私がお伺いしているのは償却前の利益を聞いておるわけですね。この数字はまだ三月期の予想ですから、そこで私、聞いたわけですね。

○野村説明員 ただいま先生のおっしゃいましたのは、三月期の予想につきまして各新聞社で取材されたことだと思ひますが、私も、まだ、その決算が終りませんと正確な数字がつかめませんので……

○阿部(助)委員 九月末のがあるでしょう。

○野村説明員 ただいま私が申し上げましたのは、四十四年九月期、ちよつと手元の数字の立て方が先生の御指摘と違ひますけれども、経常利益について申し上げますと、四十四年九

月期におきまして、六社合算百九億、こういうことになっております。

○阿部(助)委員 これだけ大きな利益をあげておられるわけでありまして、こういう形の中になおかつ希望とすれば外国に負けないようにと言うけれども、それはそう一気にはアメリカの資本を追い越すなどということはなかなか容易じゃないでしよう。それを無理してこの海運にだけこうやってつき込むということがだんだん発展していつて、私は何かとんでもないところへいつてしまふのじゃないかという感じもするわけです。

たとえば横田日清紡会長が、マラッカ海峡は日本の生命線だなどということを言い出しておるといふところに、だんだんだんだんこういう問題を通じて接近していくのではないかと感じがするわけです。いま日本の政府でも何かマラッカ海峡の整備計画を立てて調査に入つたかに聞くのでありますが、その点はどうか。

○野村説明員 私直接の担当でございませんで、最近の正確な回答はできないかと思ひますが、マラッカ海峡につきましては日本のタンカーのほとんど全部がマラッカ海峡を通つております。しかも現時点におきましては、喫水十九メートル以上のタンカーが通るのには危険だといわれておりますので、目下関係国——インドネシア、マレーシア、シンガポール、この関係国と日本が相談をいたしまして、この水路の状況を調査し、そしてその結果さらに掘きをするということでありまして、それに相当の金がかかるといふので、目下特別の機関をつくりましてその調査をいたしておる、こういう段階でございませう。

○阿部(助)委員 そうすると、これの掘きをする金というが経費はやはり日本でも負担をするということですか。

○野村説明員 これはほとんど日本が負担をする。これは関係業界の協力も含めまして日本が負担するといふふうに承知いたしております。

○阿部(助)委員 たとえば石油を中東から運ぶ場合に、大型船でマラッカ海峡を通過するのと、

ずっと遠回りをするのでは、経費がうんと違うのですか。大体どれくらい違うのですか。

○野村説明員 経費の点につきましてはちよつといま私存しておりませんが、日数にいたしますと、ずっとインドネシアの東のほうのロンボク海峡といふところを通らなければならぬので、そういったところと三日弱ぐらい中東から日本まで違う、こういうふうに考えております。

○阿部(助)委員 そうするとだんだんこのマラッカ海峡は、ちよつとイギリスがスエズ運河に大きく依存しておつたと同じような地位に日本にとつてはなるわけですか。

○野村説明員 非常にむずかしい御質問で、私もお答えできるかどうかわかりませんが、船舶の安全航行、大型タンカーの安全航行という点から考えますと、マラッカ海峡に大型タンカーが十分安全な航行ができるような措置は、これはもう商業ベースとして考えましてもぜひ必要だと考えております。

○阿部(助)委員 まだだんだんそういう形の中で、マラッカ海峡が、スエズ運河がイギリスにとつて大事だと同じような形になるのじゃないか。確かにそうだと思うのですが、まあイギリスが今度は七一年にはアジアの地域から、スエズ以东から撤兵をする。アメリカや何かの言う空白地帯になつてくるということ、日本の自衛隊の今の予算も海上自衛隊に最大のウェイトを置いておるといふようなことが、みんなこれへ重なつて関連を持つてくるのじゃないかという不安を私は持つ。そういうときに海運というもののだけに重点を置いてこようということに、どうもこの辺で私は割り切れないものを感ずるわけでありませう。まあこの問題はなかなか議論してもかわかない問題でありますので、次へ移ります。

自治省にお伺いしますが、お調べを願つておるのでありますが、船会社の政治献金というのはごく最近どれくらいやつておるのか、ちよつとお知らせを願ひたいのであります。

○皆川政府委員 御承知のように政治資金規正法

では、政治団体がどういふところから寄付を受け、おるかという角度からまとめておりまして、個々の会社がどういふ団体、全国で何千という団体があるわけではございませんが、そこにどれだけつ出したといふことを会社別にまとめることになつております。いまの御質問、実は非常にむずかしいのでございませうが、昨晩お話をいただきましたので、これは官報によりまして計算をいたしましたのでございませうが、船会社のトータルでございませうか。

○阿部(助)委員 会社は六つくらいなんだから、造船を入れても十くらいなんだから、一つ一つやつてもらいたい。

○皆川政府委員 ちよつとトータルを出しておりませんで……

○阿部(助)委員 じゃあ、まとめてもしようがないです。まとめたのもいいですよ。あなたのこところの手持ちにあるのを……

○皆川政府委員 こういう事情でございませうので、正確な数字であるかどうかちよつと保証しかねる点もございませうけれども、概数で申し上げますと、造船関係の会社で、四十二年の下期で約四千万弱ではないかと思ひます。それから四十三年でも大体似た程度、こういう数字が出ておるようございませう。

○阿部(助)委員 先ほど来私が申し上げておるうちに、日本では非常な過保護で太つてきた。そうして運輸省で誇示するように、ベストテンの中に全部入つてしまつた。一位から四位までは日本の船会社だといふところまできた。そして總裁は、金融機関だから、どれだけ貸してあるか会社ごとに発表はできないと、こつて言つておる。そして片方では、不明朗な政治献金はいまお聞きのような形でやつておる。会社は船をつくるのときには、困つたときには、国策だからお国のほうでもっとめんどうを見ろ、財政資金をもっとよこせ、こつて言つており、もうけたのはおれのもんだといふことで政治献金をやる。そうして先ほど私が説んだように、この三月期でも多いのは百十二

億ももうけようと、こういうことになる。これは實際汗水流して、そうして生活費にまで課税をされておるような国民が、一体こういう姿を納得するとお考えになりますか。私はこれは、計画を立てておる運輸省の側と、もう一つは大蔵省、また銀行当局である總裁、それぞれから御見解を承りたい。

○近藤政府委員 私、政治献金のほうはつまびらかにいたしません。銀行局の考え方といたしましては、先ほど最初にお答え申し上げましたように、徐々に海運に対する融資条件その他はきびしくしてまいつておりますし、先ほど来のお話の御趣旨をも踏まえまして、今後大いに伸ばすべきものに入るものとは考えておらないといふことを申し上げたわけではございませうが、そういう考え方をいたしております。

○野村説明員 政治献金の問題につきまして、私どもお答えするのはどうかと思ひますが、ただいま先生の御指摘のように、さつきは造船といふことと、おそろく造船会社を含めた数字であつたと思ひますが、国の利子補給を受けております海運会社として、極力経営の合理化、経費の節減をしなければならぬことは当然だと思ひます。しかし、やはり営業活動をしたしております関係上、いろいろ世間的なつき合いと申しますか、交際といふようなことも、ある程度はやむを得ないかと考えられまして、また、政治資金規正法に基づきます正式の手続を踏んで行なわれておりますものにつきましては、私ども、それが世間の良識から見て妥当なものと申しますか、良識にもとらぬ程度のものであれば、これはある程度やむを得ないものではないかと考えておりますが、なお今後とも、そういうものについては辞退するよう指導したいと思ひます。

○石原説明員 政府当局からお答えになつたことで尽きておると思ひますが、先ほど来、銀行局長からお話がありましたように、四十四年度から融資条件を変えまして、利子補給も下げましたし、また、私どもの融資の割合も、定期船はそれ

までは七割でございましたものを六割六分、鉱石船及びタンカーにつきましては、いままで八割でございましたものを六割三分というふうに、自己資金をもつてまかないます分と一般融資をもつてまかないます分のほうをふやしておるわけでございます。期限も、二年ないし三年、短縮をいたしておりまして、そういうような融資条件を厳格化いたしまして、四十年度から実行いたしておるわけでございます。

それから、これも銀行局長がお答えになった点でございますが、お配りいたしました資料でわかつていただきますように、すでにこの四、五年間は、大体九百億という金額で上下いたしておるような状況でございます。私どもの融資全体に対しまして割合は、三割七分から三割二分と申しますか、ほんとうに三割そこそこまで下がってきたような状態でございます。ただ、そういうような状態が今後進展をしまるだらうというふうに考えておるのであります。

○阿部(助)委員 私、質問の趣旨を全然取り違えておられるんじゃないですか、總裁。私は、このように政府の手厚い保護を受けている会社、こういうものが、先ほど言ったように、大きなものうけをしておるところに、何もこんなあれをする必要はないじゃないかということも一つあります。それよりも、こういう会社が政治献金などという不明朗なものをするのはおかしいんじゃないか、そんな会社には、もう融資をしないというぐらいの態度を私は期待してお伺いをしておるわけですが、焦点が全くはずれた御答弁をなさっておるようですが、もう一度……

○石原説明員 開発銀行といたしましては、いまおっしゃいましたような政治献金の額というようなことは、実は承知をいたしてないわけでありまして、先ほど運輸省からも申し上げましたように、世間的に見て比較的、合理的に考えられる範囲内ということでありまして、ある程度、やむを得ない限界があるかと存じます。ただ、おっしゃいますように、財政資金を非常に大規模に

使っておる会社でございしますから、資金の効率的な運用につきましては今後も一そう努力をしてもらいたい、こういう気持ちでおるわけであります。

○阿部(助)委員 政治献金の法的なワケもあることは承知しておりますけれども、しかし、国民の金を使っておるけれども融資の内容も発表ができないというくらい、皆さん道義的におやりになるとすれば、相手のほうにもやはりそういう規制は加えるべきが当然だという感じが私はするわけでして、ある意味で国民は、むしろ、手厚い保護を受けるために政治献金が必要だという逆な見方も、反対の見方もこれは成り立つんじゃないか。そういう点をもう少し、これだけ国の手厚い保護を受けるものは、それなりにやはりみずから身を正す必要は私はあるということを申し上げておるわけであります。いまの御答弁は私は全く不満であります。

次に、先般、一昨日でありますか、質問がありまして役員の問題であります。これもまた、一人一人私はいまだ知りませんが、ぼやっとは見た当はつてのことはありますが、お伺いしたいのであります。参考というものは、石坂泰三さん以下、大体これはまあ主として開銀から金を出けりするようになつておるようですね。まあ一人一人の御経歴を簡単に御伺いすれば一番いいのであります。時間の関係上省略をいたしますけれども、どうもそういう感じがするんですが、この点はどうかですか。やはりこういう財界の人たちでないとはいかぬのですか。

○石原説明員 ごらんになっておられますように、経済界の指導的地位にあられる方でございしますから、このお一人お一人について申すれば、当行の融資に全く関係のないと申すまい方もあると思ひます。あるいは若干関係がございしてありまして、当該会社のお首脳者という意味でお願いをいたしておるわけではございませんので、経済界の非常に広い立場からものを考えていらっしゃる方に、私どもの業務の進行の状況について

て逐次お聞きを願つて御批評を承りたい、こういうことでございしますから、各個の關係企業の方々の御意見を伺うというつもりではございせん。広い経済全体の立場から御判断なり御意見なりを伺つていきたいということをやつておる次第であります。

○阿部(助)委員 私も、船会社といえば、船会社の重役だけが関係があるんじゃないに、やはり船をつくるものなれば、鉄にも関係するだらう、あるいはいろいろな機械にも関係するだらうということでありまして、何も船をつくるだけという会社、金を借りておる船会社以外ならどうだという意味で私は申し上げておるわけではないのであります。いま国家独占資本主義の時代だと、こういうことばすらすら言われておる時代、私は、日本一の融資銀行、この開発銀行というのには、何か国家財政と財界との癒着の標本みたいな感じがするのではありませんか、その点の誤解を解くために、こういう人事はいかがかと、こう思ひますが、總裁、どうです。

○石原説明員 国家財政と申しますか、財政資金の運用をいたしておるわけでございしますから、したがっていまして、その運用の上に非常に経済全体の立場からの御判断が必要だというふうに考えております。私どもでもできる限りいろいろな手段を尽くしまして、単に一企業の関係だけではないで、やや広い見地からの考え方を盛り込みたいと思つておるんですが、これはやはり多年の経験なり、その人の持つておられます地位なりから見ても、やはりもっと広い立場、高い立場からの御判断も必要だと思ひまして、こういう方々に参加をお願いしているような状況でございします。

○阿部(助)委員 私の質問はこれで終わりますけれども、高いとか低いとか、こうおっしゃるけれども、やはりその人の考え方というものは、その人の置かれておる立場から大体考えが出てくるだらうと私は思ふのです。そうすると、まさにこの開発銀行というこの巨大な資金をお使いになる、それがまた大手のほうにこの資金が非常に有利に

流れていく、しかもその役員だ、参考だというものに、これまた日本の財界の大手筋の人たちが関与しておるとすれば、国民としては何か割り切れないものを感ずるのは当然のことじゃないでしょうか。

いま私はるる御質問いたしました。また皆さんのいろいろな角度からの御答弁もお伺いしましたけれども、これだけ過保護を続けてき、なおかつここに大きな財政資金を投入する、しかも物価は上がつてくる、設備投資はむしろ抑制をしなければならぬというふうな段階に、なおかつこれに大きな資金を投下していくということ、そこにも問題があるだらう。もう一つ、より問題は、資本の自己資本率を強化するとか、あるいは国際競争力を強めなければいかぬという大義名分らしいものを掲げながら、もうけたものは政治資金だ、あるいはおれのものだという形でやられたのでは、国民はたまつたものではない。そういう点と、実際に今度は運営の面から見れば、これは高いとか低いとかあなたはおっしゃるけれども、何が低いんだと私は言いたくなる。どこが高いんだ。長い経験は私尊重します。だけれどもそれだけで、国民の金を左右する場合に高いとか低いとかいう判断というものが一体どこから出てくるんだ。まさにここが国家財政と財界との一番代表的な癒着の標本のような感じが私はするのであります。この開発銀行の運営その他にはさらに一段のくふうをしていただきたいという要望を述べて、私の質問を終わります。

○毛利委員 廣瀬君。

○廣瀬(秀)委員 まず最初に銀行局長にお伺いいたしますが、開銀の自己資本比率、現在自己資本は二千三百四十億、こういうことになっておるわけですが、これが運用総額に対して占める比率をいたしまして、四十年度からの推移を見ましても三・四・一％から二・九・八％、二・九％、二・七％、二・四・一％、四十年度は二・四・一％まで落ちていく。これはずっと資本金に異動がないというところで、たいへん低下をいたしておるわけであ

ります。このことについて何らの不便も——やはり国内開発、産業開発、補完、奨励というように、ある程度の境界はあるにしても、その課題というものは多様化し、大型化する傾向もあるという中で、こういうものをこのままの姿でいいのかどうか、こういう点について銀行局、大蔵省当局としてどうお考えになつてゐるか。これをさらに増加をし、充実にさせていくという方向にあるのか、開銀というものはずっとこのままでもいいんだという基本的なお考えなのか、その辺のことをまずお聞きしたいと思ひます。

○近藤政府委員 開銀につきましては、基本的な問題でございますが、私もいたしましては、たびたび申し上げましたように、開銀銀行の使命が年々ともだんだんと変遷してまいりまして、当初の、たとえば四大基幹産業に対する融資というようなことを主とした時代から非常に変わつてまいっております。ことにここ二、三年間、大都市を中心とした生活環境の激変、それに伴ひます社会資本充実の必要性、そのような大きな変り方に対処いたしますために、やはり開銀銀行の、民間金融の手に負えないような長期安定的な資金を供給してまいって、民間金融を奨励し、補完する役割りというものはウェイトが増加する方向にあるのではないかと。そこで、ただいま御指摘がございましたように、ただいまの資金量をもちましてはなかなか手が回らぬ部分が出てまいりうかと思ひます。そこで、今回特に倍ずつの借り入れ金並びに運用面における増加ということをお願い申し上げておるゆゑはそこにあるわけでございますが、また、これにつきまして昨日来いろいろ御論議がございましたように、もう少し大幅に、一挙にやつたらいかか、その日暮らしの状態はあまりよろしくないではないかという御指摘もございましたので、その辺、本委員会の御意見なども十分に尊重いたしまして上、今後のことにつきましては研究いたしてみたい。ただ、今回はとりあえず一倍ずつということを増

加をお願い申し上げておるわけでありませう。

○広瀬(秀)委員 この二千三百四十億という自己資本、これが運用額全体からいって、ただいま申し上げたようにほとんど低下をしております。これはもちろん貸し付け期間がかなり長期化しているというところもあるだろうし、貸し出し金利も特利の占めるシェアというものがだいぶ大きくなつてくるといふ問題もあらうと思ひ、さらに運用総額が非常に膨大になつていくというところから、こういうことになつてゐるわけでありませうが、そういうことで今回も貸し付け限度額を七倍にするというところになるわけでありませう。一体純経済的あるいは金融ベースといひますか、そういうもので、これだけの資本金があるということに対して、なかつか健全な経営、特に政策金融課題に対処して、金利の問題等につきましても比較的長期で、しかも低利でやつていく、こういうようなことも考え合わせながら、金融的な理論といひますか、そういうもので考えたら、この自己資本に対して何倍くらいまでならば経営問題等についても磐石なんだ、さらに資金需要の増大というものに見合ひ、当分カバーできるといふような面はどのくらいを目安で考えたらいいか、この点を、法案の七倍というものの妥当性いかんということではなしに、純理論的な立場、経済理論的な立場、金融理論的な立場で、どのくらいならばいいだろうなんだという、そういう考えといふものはいかがでございますか。

○近藤政府委員 ただいまの点、非常にむずかしい問題でございます。政府機関の場合と民間金融機関の場合とでおのずから考え方も変わつてくるかと存じます。ただ、民間金融機関といひましては、通常は、大体わが国におきましても、また諸外国におきましても、債券発行限度は自己資本の二十倍という線を一応の目安にいたしております。しかし、もちろんこの二十倍という数字に特別の根拠があるわけではございませんので、大体その辺ならば健全性が保てるとい

うところで、債券発行、借り入れ限度を自己資本の二十倍という線に引きまして、その範囲内での貸し出しをするということが大抵民間の場合の例になつております。政府機関の場合におきましては、政策目的、そのときにおける民間金融機関の成長の度合い、そのような点を総合勘案してきめておりますために、各国いずれも事例が区々でございませう。その辺までいいかといふことはなかなかむずかしい問題でございますが、本法案の審議を離れまして私見にわたることでも述べようというお話でございますので、あえて申し上げさせていただきますと、たとえば自己資金の十倍とか二十倍という線は純金融的に経済理論的にも許される健全妥当な範囲ではなからうかといふふうに愚考いたしております。

○広瀬(秀)委員 この問題でどういふことではないのではありませんか、特利が非常に多いわけでありませう。貸し付け残高の中で基準金利でやつてゐる、八・二%というものでカバーしてゐる融資分と、それから特利の占めるシェア、これはどのくらいになつておりますか、参考までに。

○近藤政府委員 基準金利の占めます分が、最近の数字で二・二%、したがって、いわゆる特利によります分がその他八〇%弱という形になつております。

○広瀬(秀)委員 民間ベースにおいて長期金利も最近改定をされましたけれども、それから見ますと、特利との間にかんがりの幅も出てきておるわけですね。いま、これは私見だといふことですが、その点をどういふことではないのでありますが、そういう約七八%といふものが六%台あるいは七・五%くらいといふことで特利になつておる。そういうものを前提にして、民間ベースの一般金融機関だと自己資本の大体二十倍くらいまでは貸し出すことができるという、これは今度酒造業界の例の構造改善や信用保証の限度なども二十倍とかあるいは約三十倍にしようといふようなことですか、おおよその見当は私どもつくわけでありませうが、そういう特利というものを前提にして考えた

ら、そしてそれがこのまま続くと仮定をしたならば、開銀銀行としての収支は大体どのくらい、何倍くらいが健全であるといふことになるのか。いまのお答えは、そういうことを前提にした形で二十倍くらいまでは貸し出すであらう、こういう解釈でございますか。

○近藤政府委員 仰せのとおりでございます。○広瀬(秀)委員 そこで、これは大臣が来てからその方針を伺つたほうがいいかと思ひます。その方針を伺つたほうがいいかと思ひます。開銀の金利は、標準金利を含めまして、また特利を含めまして当分据え置きである、いま引き上げの傾向の中で、これだけは厳として引き上げをしない、こういうような立場でおられるわけでありませうか。

○近藤政府委員 それほど厳としてという態度ではございません。やはり政府機関の金利といへども民間の金利と無縁ではないと存じますので、当面は開銀の金利について、これを変更する気持ちは全くないわけでございますが、将来民間の長期金利の落ちつきがよいのを勘案いたしまして検討すべきこともあらうかと存じております。

○広瀬(秀)委員 総裁に伺ひますが、長期金利体系が全般的に最近改定をされて、長期金利が引き上げられております。債券等についてもそうでありませうが、そういうことになりましたと、特利を目当てに、かなり健全な審査をするたてまえにはなつておるけれども、いわゆるかけ込み融資要請というよりなもの、これから金利が幾らかずつでも乖離の幅を広げていくといふことになれば、開銀銀行に対してどんなに殺到する。いろんな名目をつけたり、文章だけうつくつたり、あるいはまた政治的な勢力などを背景にしてそういうものが非常にふえるというふうな予想はありませんか。

○石原説明員 特利の問題につきましては、一昨日来申し上げておりますように、社会開発とか技術開発とかいふような系統のもののウェイトが最近相当ふえてきております。こういうものは、ごく大ざっぱに申しますと、収益力においてそう良好だとは申しがたいようなものもございます。し

たがってそういうような系統につきましては特利
をつけてくれという要求は実は毎年予算のときに
各省からお話があり、各省、大蔵省と御相談を
され、私どもも御相談にあずかりまして、本年度

○広瀬(秀)委員 大蔵省當局としては、絶対に銀の金利を上げないということは約束できないし、言明もできない。これはかなり模様を見てといることだろうと思いますが、基準金利が改定される時期は別として、かりに基準金利が改定されたとして、そういう場合に特利がどうなるか。特利もやはりそれに従つて改定をする、こういう方針でありますか。

○近藤政府委員　基準金利がかりに将来変更がございまして、特利といふのはおおむね特定の政策目的のために定められておる金利でございますので、基準金利と同じよ

うものはおろうかと思えます。

○広瀬(秀)委員 大臣の時間が非常に少ないので、ざつぱらんに、かつ要点をとらえたお答えをお願いしたいと思います。

まず大臣にお伺いしたいことは、一つは、この開銀法ができたのは二十六年、もう約二十年近くなるわけですね。こういう時期に来て、開銀法ができた趣旨は、第一条に書いてあるとおり、日本の経済の再建なんだ、産業の開発だ、それに必要な長期資金を民間金融機関に対して補充的にあるいはまた奨励的な金融を行なうんだ、こういうことでございますが、この間において、もうすでに再建は達成したではないか。これは大臣の演説等においてもしばしば言われているところだ。政務次官もそのように、再建という段階はもう過ぎた、こういうことになっております。そうすると、それじゃ残りの産業の開発という政策課題も、経済の発展の状況に應じて政策課題の重点の置き方というようなものもどんどん変わってきている、こういうように私ども思うわけです。これは、経済再建と産業開発ということを最大の政策課題としてできた機関でありますから、これを、この二十年の、しかも世界に類を見ない急テンポの経済発展というものから見て、当然開銀法そのものももう一ぺん見直されて、この政策金融の中でどういう地位を占めているかということについては、新しい時代に即応した開発銀行としての任務というものを明確にするというような立場において、当然これは抜本的な改正をする、そういう意味で、逐次なくずしにいろいろな政策目標なんかを圍繞決定の運用方針を踏まえながらやっていくのじゃなしに、しっかりと、新しい時代に即応した開銀のあり方というようにものに直していくために、第一条の目的から改正するような法改正の段階にきているのではないかと、いうように私どもは考えるわけであります。そういう点につ

いて大臣はどのようにお考えでございますか。

○福田国務大臣　開銀自体につきまして、いろいろ話を伺うことがあります。しかし、いま広瀬さんも御指摘のように、開銀の運用につきましては、時代の流れとともに非常に弾力的に対処をして

ておるわけです。これは、数年前のことを考えますれば、電力がある、あるいは鉄がある、石炭もありますし、造船もありますというような状態でありましたが、今日では鉄がもうそういう必要はほとんどなくなっております。石炭も全然開鑛の対象とする必要はないようになってきております。いま、主として造船並びに電力、これに集中しておる。そこへ、在来のそういう基幹産業のほかに、新しい地域開発という問題が起きてきておるわけでございまして、これは数年前だとほとんどなかったわけでありましたが、だんだんと地域開発融資、これが加わってまいりまして、電力、造船、地域開発、この三つが今日では総融資の七五％ぐらいを占めるような状態になってきておる。非常に弾力的に時勢の変化に対応しておる、こういうふうに考えておるわけですが、いま、今後を考えましても、やはり自由化の問題があるとか、近代化なり合理化という問題がある。そういう際に、これを根本的に改組するということは今日の課題ではないんじゃないか、そういうふうに考えます。今後、しかしこういう特殊な銀行のあり方、そういうことにつきましては、金融制度調査会というような場もありますので、いろいろ論議を尽くして、そうして考えていくということにいたしたいと存じます。

○広瀬(秀)委員 私はこちらで論争している時間はございませぬが、少なくとも一つの、経済再建、産業開発という大きな政策課題をもつて出発したものが、二十年たつて、再建は終わっているといふことで、産業の開発だけが残るような形になっている。そういう段階で、二十年の経過を踏まえて、もうそろそろ、少なくとも金融制度調査会、こういうようなところに今後のあり方について諮問をしてみるというような段階に来ているんじゃないか。

○福田國務大臣　開銀制度の根本的な、抜本的な見直しをするということになりますと、そういう点も一つの話題になるかと思ひます。しかし、今日は別に何の支障も感じておられないわけでありませう。資金が不足しますれば政府のほうからこれを補足するということ、納付金がありまして開銀自体は何らの痛痒も感じない、そういう状態でありますので、特にこれだけ取り立てて改正する、という考え方は持つておりません。

○広瀬(秀)委員 これもこれからの問題点として残しておきたいと思います。

もう一つは、沖繩の産業、経済の開発の問題に

ついで、復帰を目前にして、あるいはまた復帰後の沖縄の産業、経済の開発、こういう問題に對して、これをどういふように活用していくか、お考えか。開銀はこの沖縄の産業開発という問題についてどういふ立場で働いていくかといふ事か、影響を及ぼしていくか、こういう点についての大臣のお考えは、特段のものがありますか。

○福田内閣大臣 これは沖縄返還前の二年間の問題と返還後の問題とがあらうかと思ひますが、返還前の約二年間といふより、この間におきましては、財政投融資を通じて産業開発の支援をしておるといふ状況でございますが、この体制でいこう、かように考えております。

それから返還になりましたあとでどういふふうになりますか、開発銀行がどういふ役割をしますか、これはまだ検討もしておりません、もちろん結論も出ておりません。開銀がどういふ役割をするかといふことも含めて、これから検討したいと思つております。

○広瀬(秀)委員 それでは事務当局に對する質問に切りかえます。

そこで若干個別の問題をお伺いしたいわけなんです、まず国際観光という問題、これは大体日本の国際収支の改善という中心にしまして、特に貿易外収支の、外国人旅客等を大いに誘致をして金を落とさせよう、そのためには特にホテルを中心にした国際観光施設というものの充実強化をはかるのだ、こういうことではあります。まあ国際収支が、この観光だけの面をとつてみれば赤字のようではあります、このように国際収支の改善が大体定着したと見られておる、いわば政策課題が総体的にはもうある程度解決済みだといふことなんではあります、総合的に国際収支の改善が実現をしておるといふ立場において、こういう問題について、開銀としてこれからの運用を進めるにあたってどういふ基本的な考えを持っておられますか、まず総裁にこの点お伺いしたいと思ひます。

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕

○石原説明員 開発銀行の従来観光融資をいたしておりました政策要請の一番大きいものは、広瀬委員御指摘のようにより国際収支の問題であるかと思ひます。ただそれに若干付随をして最近においてだんだん明らかになってまいりました問題は、経済の国際化といふことに伴ひまして外国人が非常に多くやつてまいる。のみならず、かつてはオリビック、今回は万博といふように、非常に大きな外客の来訪する機会、それとも一つはジャンボジェットといふような大量急速輸送手段が発達しつつあるものですから、非常に大量の人が一ぺんに来るという事態が出てまいりました。したが

いまして、これは一昨日も申し上げたのでありますが、過去において六十億をこした融資をしたことがございまして、再び四十四年度あたり、また六十億という状態になっておるわけでありまして、これは全体として伸びておりますから、ウエートは減つておりますが、金額的にはそういう数字に相なつております。最近におきます状態は、非常に簡単に申しますと万博対策といふことでございまして、京阪神の地域に外客受け入れのためのホテル施設をいろいろつくる。これに關連が全然ないわけではございせんが、京浜地区においても同じように外客が非常に多い。そしてこれとオーバラップしまして、いま申し上げましたように大規模な旅客機が出てまいる、ことに国際化に伴ひます外客が多いといふことでございまして、少なくとも来年あたりまではこの万博關係の、まあ施設はすでにできたわけでありまして、当行は支払いベースで融資をいたしておりますので、引き続き来年度に万博対策の流れ込みがございまして、それと、いま申しますように一つの急激な国際化の時期に當つておりますから、そういう意味でそれに対処する要請といふものは、そう急速には減らないのではないかといふ見方をしております。ただ、先ほど申しましたように、ウエートから申しますと、かつて三十八、九年のオリビック対策のころには私どもの融資の五%

を占めていたわけでありまして、現在四十四年度は、六十億出して二%ぐらになつておりますから、ウエートはこの数年間に相当減少しております、こういう状況でございます。

○広瀬(秀)委員 そこで、政策金融として国際収支の改善、特に貿易外収支ですね、国際観光客の到来を通じて国際収支改善に寄与するといふことが大目的である。ところが、この国際観光客だけの分野をとつてみれば、まあこれはいろいろ原因はあるでしようけれども、経済の国際化に對して日本から外国に行く観光客あるいはビジネスで行く者がまた非常に多いといふことになっておるようでありまして、もうそういう状態になつて、大目的が達成されている段階において、特にこの面でホテル業者にそれだけのメリットをつけて、特利をつけてやつていく積極的な理由があるのかどうかといふことについては、やはり先ほど阿部君が海運の問題に對していろいろ申し上げたように、この面でも若干の疑問があるではないか。ホテル業者だけがほとんどこのメリットを受けているといふことになりかねないわけでありまして、これ

もやはり一つの過保護の問題になるのではないかと。これは確かにニードはある、必要性はある。確かに外人観光客やビジネスで来る者が年々相当ふえておるといふ状況はあるわけでありまして、けれども、そういう問題については、もう政策目的を達した業種ではないのかといふことができる。どんな外人向けのホテルが建つといふことは、それを受け入れる必要がある限りにおいてはけっこうです。しかし、開銀がそれに長期、低利の融資をして保護してやるといふだけの国民的な立場からの理由といふものはやや薄弱になつてきてい

のではないかとこのことを考えるわけなんです、その点、お答えをいただきたいわけなんです。そこで若干数字をお聞きしたいのですが、今まで運輸省に登録された国際観光ホテルの数は幾つあるのか、そしてその観光ホテルに對してどの程度の比重をもって開銀は融資を行なつてゐるか、その辺のところをひとつ明らかにしていただ

きたいわけでありまして。

○渋谷説明員 ホテル業は元來厚生省の許可事業でございますけれども、先生御指摘のとおり、運輸省において政府登録を行ないまして国際観光面からの助成を行なつておりました。昭和四十四年の累計を申し上げますと、登録ホテルで百八十三軒でございまして、部屋数におきまして二万三千五百となつております。これに對しまして運輸省は日本開発銀行にお願いをいたしまして融資のあつせんをしておりますが、昭和二十六年以来、件数におきまして百三十八件、金額におきまして四百十六億、それによつて整備された部屋数は約二万五千と相なつております。

○広瀬(秀)委員 それと、もう一つ数字をお聞きしますが、現在観光關係あるいはビジネスも含めてどれだけの外貨をこの面で稼いで、また日本人が今度は外国へ行く場合にどうなつておるかといふことを突き合せて、その両者の差し引きがどういふ状況になつておるか、これをひとつ……。

○渋谷説明員 曆年でございまして、昭和四十四年の日本銀行国際収支表のIMF方式の統計によりますと、受け取りが一億四千七百万ドル、支払いが二億四千百万ドルでございまして、差し引き九千四百百万ドルの赤字となつております。

○広瀬(秀)委員 運輸省としましては、たとえば十年を展望して、こういう支払いベース、受け取りベース、両方を大体とんとんにできる、あるいはそういう計画といふものをどういふように持つておられるのか、どこまでこの面の改善をはかつていくという目標がありますか、この点お伺いします。

○渋谷説明員 昭和四十四年で、わが国に來訪しております外人客は約六十万人でございまして、昭和五十年に相なりますとこれが百万人になるであらうといふふうな推定をわれわれは立てております。一方わが国民が外国へ行く数は、昭和四十四年で約七十万人でございまして、これが昭和五十年にどうなるかといふことについては、簡單

に予測はできませんけれども、今後の伸び率からしまして、来訪外客数の百万人よりはるかにオーバーするのではないかとふうに思っております。したがって、現在これを全部解消するというような方針はとって立ってがたいと考えます。

○広瀬(秀)委員 なかなかその予測を立てがたい、むずかしい問題のようでありますが、国際観光ホテル、こういうものはかなりゴージャスなホテルとしてどんな出現をするわけでありまして、そういうものの施設なんかについては、国際観光ホテルとしての一定の整備基準がありますけれども、その利用のぐあい、外国人がほんとうにどの程度まで——国際観光ホテルというからには五〇％以上は外人によって占められる、国民が利用するのは少なくとも半分以上だ、こういうことでなければ国際観光ホテルという名目も、本来ならば国民常識的に立ち得ないんだと思うのですが、そういう融資を受けた数だけでも百三十八あるわけでありまして。これは二万五千人分あるんだけれども、こういう利用状況における問題はどうかということになっておりますか。外人客がどの程度のシェアを利用の中で占めておるか、これらの点について調べたものがあつたらはつきり示してほしい。

○渋谷説明員 外人の利用に關しましては、その地によって格差がございますけれども、京浜地区を見ますと、たとえば帝国ホテル等の伝統的なホテルは相当数のパーセンテージを占めておりますが、京浜地区の平均は五二・九％に相なっております。それで、全国平均では三〇％と相なっております。

○広瀬(秀)委員 帝国ホテルといえは昔のライトの古いユニークな建物というよりなことで、国際社会においても人口に膾炙するといふあまりにも有名なものであつたということ、それが五二％ですね。

○渋谷説明員 帝国ホテルは八〇％でございますが、京浜地区全体で五二・九％でございます。

○広瀬(秀)委員 われわれは、国際観光ホテルと

いうからには、インペリアルホテルぐらいのものが国際観光ホテルだという考えなんです。京浜地区で五二・九％、半分をこえているという状況、全国的な平均でいきますと三〇％ぐらいしか外人の利用というものは、あと七〇％は日本人が利用しているというように、日本人の必要性も当然そういうことで高まっていますに違いないけれども、国内の国民が利用しているというように、なところに対して、国際収支の改善ということを開眼目標として、最大の課題点としてあげられて、開眼が特利まで利用してやる必要性はほとんど減ってきているのではないかと。もちろん国際観光ホテルは、そういう外人客の来訪が、観光目的、あるいは経済の国際化というふうなことでビジネスもほとんどふえていくというところから、ある程度ふえることは当然だし、それに見合うホテルの建つことも必要だけれども、開眼が乗り出す必要はもうそろそろないのではないかと。これを奨励したり補完をする必要性が開眼金融の面であるかどうか、こういう面について政策当局としてどうお考えになりますか。

○近藤政府委員 ただいま仰せになりましたように、観光ホテル関係についての融資につきましては、たとえは特利ではなしに基準金利によるものと、また新規の貸し付けにいたしても、四十五年現在の百八十八の政府登録国際観光ホテルのうちで、計画をいたしましては八件だけを新規の融資の対象といたしておる等、かなり押え目に考えておるわけでございますが、ただ、この国際観光ホテルといふものの果たす役割が、単なるホテル業者だけのためにとどまりませんで、外客を誘致いたしまして、それによって日本人のうちの相当の数の人々が潤う面があるわけでございます。この外客誘致の拠点を整備するといふよりな意味で、観光ホテルに対しての現在の開発銀行の方針がそれほど間違つたものであるという考えは持っておりません。

○広瀬(秀)委員 いまの銀行局長の御答弁は、特

利というふうな問題は締めていくということでございませう。これはいままでも特利は全然やっております。おきませんか。

○近藤政府委員 現在、先ほど申し上げましたように特利ではございまして、全部基準金利でやっております。

○広瀬(秀)委員 万博あるいはオリンピック、こういうふうな場合にどつと来るということ、今日までそういうものを整備しなければならぬというところになってきておつたわけだけれども、もう恒常的にこれからは国際往来が盛んになるというふうなものに対して、八分二厘という基準金利にいたしましては、かなり長期なものになっておるし、市中金融から見れば非常に業者そのものに対して有利になるものでありますから、そういうものについては民間ベースで——民間ベースにおいても、需要に応じて企業が進出するということが当然あるわけでありまして、そういうものにはかして何ら差しつかえない。開眼でそれだけめんどろを見ながらも、なお今日国際観光ホテルは、設備では外人がほんとうに喜んでもらえるような世界水準に大体なつたようでありまして、料金は高いといふようなことも国際的にいわれる面もあることを考えると、もうそろそろ考え直していい時期ではないか、こういう問題提起をして、次の問題に移りたいと思つてます。

そこで、海運関係は、待たしておりますので、若干御質問をしておきたいのですが、阿部委員が午前中みづちりやつたわけですから何なんです、海運の状況を見てみますと、日本の保有船舶総トン数は、リベリア、これは特別な事情もあるようでありまして、これを除けば二千三百九十九万トンといふことになっております。これは現在整備五カ年計画といふふうなものもあつたが、一体どこまでいって開眼がこういう形であつたか。そうしておきながら、どの辺まで船腹量をふやすのか。そして、大國主義的な目標を掲げておるよう

あります。どういふ目標を持っておられるか。リベリアは、これは外国船籍のものを持っておる、借りていっているというふうな形で、そういうふうなものも含まれているのですから、実質的には世界第一位の船腹を持つ海運国になつてゐる。先ほど輸出の扱比率、これが三七％、それから輸入の場合に四七％といふことを言われたわけだけれども、こういう積み取り比率といふものをどの程度まで伸ばしていくのかといふような問題点、それから保有総トン数といふものをどの程度まで伸ばしていくのか、どういふ目標が達成されるまで開眼の特利融資を適用していくのか、この点どう考へておられるのか、その現在の計画目標といふものを運輸省の海運局からお聞きしたい。

○野村説明員 お答えいたします。

ただいま運輸省におきましては、昭和四十四年度を初年度といたしまして昭和四十九年度まで新海運政策というものを策定いたしております。この新海運政策は運輸省の、運輸大臣の諮問機関であります海運造船合理化審議会にはかりまして、その御答申を尊重して定められたものであります。その概要を申し上げます、新海運政策の目標は、これから世界の貿易量が非常に伸びる、それに応じて日本を中心とします輸出入の貿易量も相当のパーセンテージで伸びるということが予想されますが、私も一応この計画におきましては、日本のGNPの伸びが八・五％で伸びていくということを予想いたしております。その場合に、昭和四十九年度末までを考へますと、つまり昭和五十年年度の初頭において見ますと、一つの推計でございますが、わが国の貿易量、輸出が大体五千四百百万トン程度であらう、輸入が五億五千七百百万トン程度であらうという想定をいたしております。こういう物資を日本船で運ぶ場合にどういふふうな運ぶかといふことを考へますと、この計画を策定いたしました昭和四十三年度におきまして保有船舶及び建造中の船舶合算をしまして、当時約千九百三十万トンの船を持っております。したがって、先ほど申し上げました貿易量を選びま

すためには、一応輸出の積み取り比率を六〇と考
えまして、また輸入の積み取り比率を七〇に考
えます。昭和五十年年度初頭におきまして約三千
七百万トンの船腹が要するということになりま
す。したがって、差し引き二千五百万トンの船
腹を——このうちには約二百九十万トンの代
替建造分を含んでおりますが、それを含めまして
二千五百万トンの船腹を四十四年度から四十九年
度までの間に作る必要がある、こういう計算に
相なっております。

なお、この数字は、これも試算でございます
が、そういう船を建造いたしましたして、先ほど申し
上げました物量を運ぶ。その積み取り比率を輸出
六〇、輸入七〇ということに運びますと、昭和五
十年度の海運国際収支は約二億四千二百万ド
ルの赤字であろう、こういう推定をいたしました
て、この計画に基づきまして開港銀行と御相談を
しながら建造を進めておるわけでございませう。

○広瀬委員 輸出の積み取り比率を六〇%ま
で高め、輸入の積み取り比率を七〇%まで高める
ということ、五十年には三千七百万トンのくら
いのものを持ちたい、こういうことではあります。
しかも、そういう段階になっても、この船賃におけ
る貿易収支面での赤字は二億四千万ドル、こういう
説明があつたわけでありまして、もうすでに海運
会社は集約企業六社ということで体質も非常に改
善をされて、償却不足というふうな段階から脱却
し、無配当から八分なり六分というふうに、集約
六社のうち、五社は八分、一社だけが六分という
状態にまで改善されてきています。こういう段階
で、いまの目標が達成されるまで、あるいはさら
にそれを延長した線に対して、やはりどこまでも
開銀融資というものが特利でつけられていくのか
どうか、このところに対しての政策判断、ま
た、これは総裁にも、そういうものに対して疑問
を持たないかどうか、お考えを聞かせていただき
たいと思うのです。

○野村説明員 ただいま申し上げましたように、
新海運政策は六カ年計画でございます。したが
り

まして、船舶を建造いたします条件といたしまし
ては、船主負担金利で利子補給が平均五分六厘五
毛になります。そういう融資をお願いするとい
うことは、六カ年計画として確定いたしましたものと私
どもは考えております。

○石原説明員 先ほど海運局のほうから御答弁が
ございましたように、一応二千六十五万トンで
ございましたが、六カ年の計画があるわけでありま
す。いま二年目に差し加かつておるわけござい
ますが、実は三年目に検討してみようということ
に相なっております。六年間のま
中で、現在の状況は先ほど来申し上げましたよう
に、四十四年度にスタートいたしましたして、利子補
給なり、あるいは私どもの金の出し方なり、期限
なり、きついていたわけでありまして、その状
況がはたして三年先にどういう状況に相なつてお
るかということでありませう。これは先ほど来海運
局からも詳細説明がございましたように、外国
の情勢がどうなるかという問題がございませう。国
際競争のまっただ中という仕事でございます。す
で、やはり外国の情勢というものと、ある程度パ
ランスをとることを考えなければならぬという点
が一点と、また日本の特殊な事情はございませ
うが、非常に多くの輸出船をつくっております。し
たがいて、輸出入銀行に對します融資金利
の問題がございませう。そういうような点にとら
み合わせまして、また再検討いたす時期があると思
うのであります。当面のところはいまのような
状況で、先ほど海運局のほうで申されました六割
とか七割とかいう積み取り比率では、とうてい現
在の状況では、そこまで行きかねる状況でござい
ます。貿易量の増大ということから見ますと、先
ほどお話がありましたように、三七とか四七とか
いう低い積み取り比率に現在なっております。貿
易量の増加に應じて、かりにその積み取り比
率を維持するにいたしても、相当の建造量で
あります。そういうことを考えまして、おそらく
は三年先にまたもう一べん検討するときにいろ
ろ議論することになるかと思ひます。

○広瀬委員 午前中阿部委員からも、過保護
ではないかという問題も出されております。特
定のものに対してのべつまくなしに二十年、三十
年というように、それが国際収支改善に非常な貢
献をし、また、たとえば経済の国際化という場合
に、日本の船舶保有量、しかもきわめて急テンポ
で増大する日本経済の輸出、輸入の積み取り比率
というものを無制限に上げていくというふうなこ
とは、私は、もう一つ問題になるのは、やはり経
済の国際化の中で、アメリカによるドル防衛から
するいわゆるバイアメリカン政策というふうなも
の、さらに現在北歐の諸国あたりでかなり、国力
不相応にというのは失礼になるけれども、非常に
船腹量を持つてゐる国もあるわけでありませうが、
そういうところが、日本が無制限にそういうよう
にぐんぐんシェアを伸ばしていくということに對
する、海運については圧倒的に日本が優位を示し
てゐるというふうなものに対するナショナルイズム
的な抵抗、どこかぶつかれる可能性というふうな
ものなど、世界的な、グローバルなシェアの中で
の調和というふうなものなどもあつて、思ひます。
ね。こういうふうなものなどが、こういう計画には
きちんと織り込まれてゐるものなのかどうかとい
う問題点についても、やはり疑問がある。それを
政策金融としてメリットをつけながら、利子補給
などを通じ、そしてまた特利などを通じ過保護を
続ける形というものが、そういう面での障害とい
うようなものも考えられるのではないかと、その辺
のところはどのようにお考えになつていらつしや
いますか。これは海運局に。

○野村説明員 私ども現在海運の情勢を判断いた
します場合に、今後とも世界の貿易は非常に伸び
てゐるであろうということでございますが、前提とい
たしまして、これは国際的に、日本もOECDに
加入いたしておりますから、海運自由の原則とい
うことで、政府はできるだけそういう海運活動と
いうものに規制を加えない、業界の自主性を尊重
してやうていくというたてまえをとつておるわけ
でございますが、他方発展途上国等におきまして

は、UNCTADというふうな面におきまして非
常に自国海運の育成ということをやっております。
そしてある場合は、自国貨自国船主義とい
うことを強く押し出してあります。またアメリカ
も、これは先進国でございますけれども、非常に
自国貨自国船主義というものを押し出して、攻勢
をかけてあります。特に最近問題になりますコン
テナ船等について言いますと、現在日本は、日本
とアメリカのサンフランシスコ、ロサンゼルス間
にコンテナ船を運賃いたしてあります。アメリカ
もこれをやっております。それから日本と豪州間
のコンテナ船を日本も運賃いたしてありますし、
オーストラリアもやっております。ところが、私
どもの試算によりますと、ここ二、三年のうちに
、日米間についていいますと、輸送力からい
ましてアメリカが日本の倍になるであろうとい
うことが想像されます。また、アメリカはその財力
にまかせて、速力三十三ノット、千八百トン
積みというふうなコンテナ船を現にヨーロッパ諸
国に発注してあります。それがどこに就航するか
まだわかりません。太平洋に就航するあるいは
パナマ運河を通るか、いろいろ予測はしてありま
すが、そういうふうなものが就航いたしますと、
わが国の海運にとつても非常に打撃をこうむる
ヨーロッパ諸国間、日本とヨーロッパの間のコン
テナ運航計画、これは日本はいまのところ五隻を
計画中でございます。まだ着手はしておりませ
んが、日本とヨーロッパの間に運航する計画であり
ます。これは日本とヨーロッパの間、全部でござ
います。そういう計画もございまして、海運の将来
を考えますと、単に日本の海運だけでなく、輸
出貿易が外国船により支配されるという状況も、
このまま推移しますと、非常に懸念されるわけ
でございます。そういうこともあわせて考えまして、
いままでは政府のそういう財政資金その他による
援助もありまして、また世界の景気の伸びもあり
まして、かなりの再建整備の目的は達しました
が、将来を考えますと、日本海運の地位というも

のは非常に懸念されるわけでありまして、そういう点も考慮しながら私どもとしては海運計画を進めていきたいと考えております。

○広瀬(秀)委員 これからの海運は、海陸一貫輸送というよりなことでコンテナ船化の方向にある、しかもこれは海運の効率を高めるといふようなことで、そういう方向に向かっていることは承知しております。したがってそういう面については、特段な政策課題としてこれにメリットをつけておきたい、そういう世界的な傾向が新しくはつて出てきているというよりなもので、しかもそれが海運にとって一つの革命的な輸送形態になってくるといふようなものについては、ある程度個別的に、たとえば先ほどの論議にもありましたように、イギリスなどでもそういうものを重点にしてやっているというよりなことで、そういう重点の置き方ということについてはわれわれもある程度了解できるわけですが、海運一般という形で何でもかんでもこういうメリットをやっているというよりは、やはり過保護だというそりを免れないわけ、もうすでに企業自身もかなり力をつけてきたということになれば、企業の主体的な立場においてこれをかなりこなせる、そういうふうにしなないと、いつまでも過保護になれて、正しい海運の発展というものは期せられないのではないかと、そういう心配があるので、特に言っているわけですが、そこで、時間がなくて散漫になってあれなんです、地域開発の問題で、経済企画庁からも来ていただいておりますので、地方開発が最近非常に開銀融資の中でもクローズアップされて、かなりの融資のシェアも占めるようになってきているわけでありまして、これは国土総合開発審議会の地域部会の報告、都市計画法であるとか、都市再開発法であるとか、あるいは工業立地適正化法、大都市の過疎問題についても近く法律ができようとする等いろいろな背景があり、過疎と過密の問題に対処するものであると思われ、これは経済企画庁の所管だと思われ、こういうもの、いま進めら

れている開銀の地方開発に対する融資のあり方、こういう問題について、経済企画庁が考えられる地域開発の正しい方向、構想における正しいものと、これがどういふ形でかみ合っているのか、この辺のところを企画庁の立場でお話をいただきたいと思ひます。

○加藤説明員 御承知のように、地域開発につきましては、昨年新全国総合開発計画が閣議決定されました、現在におきましてはこれの前身となつておりますいわゆる大型プロジェクトにつきまして、それをいかに実現するかについて研究会を設けまして、それによって今後その実現方につき種々研究を重ねてまいり、こういう段階になって、すでにスタートしております。現在の開発銀行その他北東公庫等の地域開発金融につきましては、それぞれすでに当時の新産都市とか、あるいは低工業開発地域とか、あるいは工業整備特別地域というよりな種々の地域開発という目的に照らしまして、それぞれその目的に合うような制度として現在運営をされているわけでありまして、新全国総合開発計画が発足いたしました、さらに大型の地域開発というものが今後進められていくわけでございます。これにつきまして今後、現行の金融制度につきましてもそれに即応するように対処してまいらなくてはならないわけでございますが、少なくとも現在におきましてはこのような既存の諸制度を有効に活用するという方向で考えておりまして、新全国総合開発計画の第三部にも書いてございまして、現行の金融、税制その他諸制度につきましまして、この新しい地域開発という目的に照らしましてなお不十分であるというよりなことがありまして、もう少し今後検討してまいりたいと思ひます。最初申し上げましたように新全国総合開発計画の目的の実現のために、中であつたて、その大型プロジェクト研究会を開催しまして、その実現のための種々の研究を重ねてまいり、その段階でございまして、これらの研究会の推移を見まして、その辺のところは、あるいは場合によつて

は新しい制度として手直しすることも考えなくてはならないかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 問題が問題だけに、非常に大きな問題でありまして、地域開発、それぞれいろいろな法律などもありまして、なかなかその全貌をつかみにくい、それに立ち向かつて開銀が最近になつてこの地方開発というものに、おそらく四十五年度は五百億をこえることになるだろうと思ひますが、五百二十億くらいですか、四十四年度は四百五十億というところでございまして、開銀の総裁として、地方開発というものを対して最重点を置いていま審査をし、融資をそれにつけてやろうというよりな対象は、どういふところに置いておられますか。

○石原説明員 地方開発資金の融資の方針がきまつておるわけでありまして、四つほどの点がただいまおっしゃいます融資の重点に相なつております。

一つは拠点性ということを申ししますが、これは先ほど来お話も申すように新産都市であり、また工業整備特別地域でありますとか、低工業開発地域でありますとか、あるいは産業地域というものの、これはいずれも基本法がございまして、それに伴つて政府として金融のめんどうを見るようにという趣旨の条文があるわけでございます。それに基つて融資をいたしておるわけでありまして、大体いま申し上げました産業地域まで入れますと、金額的に言うと七割五分という金額がその地域に当たつております。一番大きいのは新産都市で、これが二三割いっておるわけでありまして、それが一点でございます。

第二番目は、工事の性格ということを言うわけでありまして、これを申しますのは、地域開発ということとはやはり波及効果と申しますか、当該計画が進むことによりまして、いろいろな、それに随伴してまいります効果があるわけでありまして、そういう意味から申しますと、新規の立地をいたしますほうが開発効果が大きいということがございまして、新規工事をできるだけ先に考えよう。

第三点は地域性ということでございます、これは私も受け持っております四地域と申しますか、北陸、九州、四国、中国、この地域におきましてまたニュアンスの違いがございまして、たとえば申しますれば山陰であるとか、あるいは裏四国であるとか、あるいは南九州であるとかいふよりなこともございまして、同じ九州の中でも、同じ中国の中でも、同じ四国の中でも、そういうよりな後進性の著しい地域の計画にはできるだけ優先的に配慮いたす、こういうことであります。

第四点は、資本の性格ということを申し上げます。これは中央資本が進出したります場合、中央資本と地元資本が一緒にやります場合、地元資本だけでやります場合、私どもとしてはできるだけ地元資本あるいは地元提携資本というよりなウエイトを注いでまいりたい。融資比率とかそういう点におきまして、できるだけそういう点を中心にいまして、いま融資をいたしております。

○広瀬(秀)委員 いま総裁からきかめて的確な答弁があつたわけでありまして、特に地場資本といふ点、そういうものと、中央との協調で事業をやつていくという、こういうものを両方重点を置いてやつていくわけでありまして、どちらかといへばそこの地場資本による産業の開発、こういうものに融資の重点を置くという理解してよろしうございまして。

○石原説明員 優先順位をいたしましては、私どもでもできるだけ地元資本のお手伝いをいたしたいと考えております。ただ御承知のように、最近のようには、先ほど全国総合開発計画のお話がございまして、非常に密着地域から投資の地域が分散をいたしておるわけでありまして、したがって中央資本に属します系統のものが相当地方へ出ております。これは新産都市において非常に著しいのであります、そういう場合におきまして、これもまた、波及効果と申しますか、一つの山ができれば、すそ野にいろいろな随伴した産業、

部品だとか下請とかができるものでありますから、そういう点からいいますと、中央資本のものはないのかと申しますと、それはまじりかねる問題でありますし、なかなか金額的には大きいものが中央資本にはある。じや金額的に地元資本のものが多いいのかと申しますれば、遺憾ながらそれは地元資本の参画しておられる企業というものはなかなか少ないのであります。金額的にはそう大きなウェイトを占めておるといふことを申し上げるわけではございませんが、同じような金の配分の中では、たとえば融資の比率を大きくするとあるいは優先的に見るといふような意味の扱いを申し上げたわけでありまして。

○広瀬(秀)委員 次に聞きたいのは、この問題ではいろいろな地方開発の法律がたくさんあります。先ほど一部申し上げたわけですが、あるわけでありまして。それに従って各省にその所管もばらばらに分かれています。いろいろな問題もある。そして地方自治体それぞれが開発主体というように形です。開発主体というよりも計画主体といふか、そういうものになつていくわけでありまして、そしてそういう地域産業の開発を目的にするわけですが、そういう場合にそれぞれの計画主体あるいは各省との連絡、融資に対する要請、こういうようなものの関係というものはどういふふうになつておるわけですか。それを審査する形、こういうもののポイントの置き方を御説明いただきたい。

○石原説明員 これは前にも申し上げたと思ひますけれども、私もこれは政策融資をいたしておるものでありますから、政策当局であります。各省とは非常にひんばんに会合を持しまして連絡をいたしておるわけでありまして。ことに、先ほど推薦制度といふことを申し上げましたが、各省におきまして個々のプロジェクトを御検討いただきまして、これは自分のほうの省の政策でたとえば体制整備というふうな、あるいは技術開発というふうな政策に非常に貢献をするというふうなことで推薦をいただいておりますが、地域

開発の場合におきましては、ただいま広瀬先生の御指摘もありましたが、当該府県でありますとか公共団体のウェイトが非常に強い、中央各省は必ずしも十分に承いたしてないといふものがございます。したがって地域開発の場合には、私どもは全部各省の推薦を待つてやるといふことにはいたしていません。県では大体近ごろ企画部といふようなものをつくつておられまして、そこで県としての取りまきとめをしていただいております。大きな市などにおいてもそういう場合がありますが、これは私どもの支店が各開発地ごとに一つ一つあるいは市のそういうような関係部局なり、なりあるいは市と連絡をいたしまして、各省の推薦はないが、しかしそういうような地方自治体として非常に重要に考えておられるというふうな分につきましては、それを地元で取り上げて審査をし、また本店と打ち合わせをしてやる、こういうようなことをやっておりますので、御指摘のように各省にも分かれておりますし、各県自治体の数も多いものでございますから、連絡の相手方は非常に多いのであります。そこら辺は、常時、本店、支店を通じて十分連絡をいたして、そこら辺の御意向は十分反映し得るようになつておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 やはり、この地方開発は、地域を中心にしてそれぞれ計画も、その各県の企画部を中心にしてそれぞれ計画があるわけでありまして、そういうものときわめて緊密な連絡、そういう地元の要請というものをやはり重点的に取り上げていくということが、非常に重要な問題点になろうと思ひます。

そこで、最後に経済企画庁に。この問題をやりだしますと、まだまだかなりたくさんあるわけなんです。時間の関係でこの程度にとどめるんですが、経済企画庁として、やはりこの地方開発の主たるねらいというものは、地方の都市化ということと工業化ということである、こういうような問題意識から見まして、この地方開発の業種など

についても、これは製造業もあるし、運輸業もあるし、電気、ガス、水道、その他それぞれたくさんあるわけなんです。経済企画庁の立場で、全体的な地方開発の一番基盤になる目標というものが都市化と工業化である、こういうような立場において、開銀の融資のあり方というものと、それから地方においてそれぞれの計画をしている計画主体、こういうようなものを代表するような立場で、開銀にこうしてもらえようという基本目標が達成せられるんだというふうな、そういう要請、要求があれば、この際言つておいていただきたいと思ひます。

○加藤説明員 現行の開発銀行の地方融資につきましては、御承知のように業種をばらばらにしております。いかなる業種であらうと、その地域の開発に寄与するものであればけっこうである、こういうことでございます。私どもも、地域の開発につきましましては、ひとり産業の立地のみならず、その他のサービス業等を含めて、その他の業種の立地も、先ほど先生のおっしゃつたような都市化に寄与するといふ考え方でありまして、現在のうちに、特に業種をばらばらというふうなことをしなくてもいいんじゃないかといふふうなことを考えております。

○廣瀬(秀)委員 これで終わります。

○金子(一)委員長代理 午後二時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十三分休憩

午後二時四十六分開議

○毛利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○堀委員 利率等の表示の年利建て移行に関する法律案について質問をいたします。

最初に、この利率等の表示が年利建てになりました経緯が山際さんでありますけれども、私も実は、日本銀行の總裁が山際さんでありましたところから、公定歩合が一厘の操作によることは実態的にもどうも

影響が小さ過ぎる、その他諸外国との関連から見ても、当然年利建てに移行すべきではないかという提案をしてまいつたこともありますが、ようやく今回すべての点で利率が年利建てになったことは、私は、国民の側からすればたいへん喜ばしいことだと思ひます。本来、日歩建ての金利というのは、金融機関側が金利計算をやるための便益上にはよろしいわけでありまして、国民一般の……

「私語する者あり」

○毛利委員長 静粛に願ひます。

○堀委員 国民の側からすれば、やはり年利建ての金利といふことがいろいろものを判断いたしました場合には適當でありまして、このことは、私は、少なくとも日本のたとえは尺貫法がメートル法になつたと同じように、国際的にもあるいは使用者の便利の面からいっても、きわめて適切なものであると考えるものであります。

そこで、この利率の年利建てに關して、今回銀行局から新しい通達等も出されて、これらについてのいろいろな整備が行なわれることになつておるようでありまして、最初に、近藤銀行局長就任をされましてから今日まで、まだ金融行政についての銀行局長としてのお考えを聞く機会もありませんでしたから、きょうは幸ひ、この機会に、銀行局長としての金融行政に対する心がまえと申しますか考えをひとつ最初に伺つて、それからあとでこれらの問題について逐次触れていきたいと思ひます。ひとつ銀行局長から答弁を願ひます。

○近藤政府委員 金融行政に對しましての考え方を申し上げようといふことでございますので、私の考え方を申し上げさせていただきますと思ひます。

たいへんご迷惑でございますが、金融行政というものは、二つの焦点を持った構図のようなものではないかといふふうに私は考えております。その一つの焦点は、経済効率の向上と経済合理性の追求という点であり、もう一つの焦点は

社会性、公共性の重視ということであらうかと存じております。

まず第一点のほうの経営効率の向上と経済合理性の追求という点でございますが、これはちょうどいまから四、五年前に本委員会におきまして、特に堀先生が温室行政の脱皮ということをしきりにお唱えになっておったことを記憶いたしておりますが、温室行政の脱皮という方向のことでございます。特に七〇年代の国際化の時代を迎えまして、金融機関の体質の強化につとめ、従来の単なる量の競争というものから質の競争へ次第に移つてまいり、そういう方向の努力がなされるべきであるということが第一の目標であらうかと存じます。

第二点の焦点と申し上げました点は、このように競争がしきりに行なわれるというこのあたりに、社会性、公共性という面が見失われまいと、とかく弱肉強食に終わつてしまつて、そのことが社会経済全体のためにかえつてマイナスになるというところも起こりかねないという側面がございます。そこで、それぞれの質的な強化ということを通じて、またそれを背景といたしまして社会経済全般に裨益するという態度、方向、それが打ち出されてまいらなければならないと思ひます。競争原理の導入ということにつきましても、初めから適正な競争原理——適正なという形容詞はつけられておつたわけでございますが、競争原理の導入をさらに推進するにあたりましては、もう一度この適正なという形容詞を思い起こしまして、社会性、公共性という点を重要視してまいらなければならないと思ひます。

以上が、私の銀行行政に対しての考え方であらましてございませう。

○堀委員 実、ちやうどこの競争の問題を強く取り上げるようになりましたのは、かつて高橋さんが銀行局長であつたころ、山高きがゆえになつたから、預金の量をもつて競争するだけでは本質的な競争ではないのではないか、さらに各種の面において銀行行政が過保護に過ぎておるのではないかとという問題提起をいたしました。当時、近藤さんは総務課長としておられたので、当時のこの後藤田さんが局長になられた段階においてこの問題は一段と推進されまして、競争原理の導入ということが非常に活発に行はれてまいりました。ただ、澄田さんが局長になられた当時の日本経済の諸条件は今日と非常に違ひまして、昭和四十年の不況期がかなり深刻であつたために、われわれは、昭和四十年代の日本経済というものはもう少しスローダウンするのではないかと判断を持てておりました。同時にそのことは私自身の判断だけにとどまらず、当時の経済界あるいは大蔵省その他の官庁においても、おおむね四十年代の後半というものは、景気の成長というものはそれまでよりはスローダウンするであらうという予測が大勢を占めておりましたけれども、実はこの予測は大きく狂つてまいりまして、今日再び昭和三十年代の中期以降における同じに近い異常な高度成長が起こるといふ経済環境に変わつてきたのであります。

そこで、こういう経済環境に変わつてきたときに、一つは、いまお触れになつた経済合理性の追求なり経営効率の向上ということが確かに必要ではあります。そのために二次的に起きてきたところの過疎過密の問題、都市集中化と地方というやうな問題は、当時よりは急激に傾向を強めてきておるといふ関係もあつたので、私は当初に競争原理を唱へてきたわけでありませうけれども、ややもするとその競争原理ということのほかに比重がかかり過ぎて、いまお触れになつた社会性、公共性がおろそかにされるおそれもあるやうな感じがしてきまして、最近では逆に社会性、公共性についての認識を少し強調しなければ、いまお触れになつたやうなバランスをとる上からもむずかしくなつてきておるといふ感じを今日持つに至つておるわけでありませう。

そこで、いまお触れになつた社会性、公共性の問題でありますけれども、実はこれまで金融制度

調査会でいろいろと論議をされてきておりますけれども、その中の非常に中心的な課題の一つに中期預金問題というのがあります。これは昨年の予算委員会での分科会でも、福田大蔵大臣との間の論議で、その取り扱いについては十分慎重な配慮が必要である、こういうふうな申し上げておるわけでありませうが、その背景をいたしまして、特に都市銀行の場合には、現在店舗の問題を含めて経済効率中心主義、経済合理性追求に非常に加速がかかつておられます。しかし、そのことは都市銀行の性格として、私どもとしてはある程度やむを得ないことだと考えて、それはそれなりに認めておるわけでありませうけれども、他方、経済合理性の追求なりあるいは経営効率の向上について、地域的な条件のために制約を受けておる各種金融機関があるわけでありませう。この地域的な条件によつて拘束を受けてその効率が悪いから、効率のいいところに店舗の配転を行ないたくても行ない得ない、公共性、社会性に欠けておる金融機関の立場を考へてすべての問題の処置をしてまいりませんと、これは非常に異質なものの同一競争を展開させるという不合理性につながつてくるのではないかと判断をしてきたわけでありませう。

そこで最初にお伺ひしたいのは、現在の都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫における預金の中に占める定期預金の比率というのはいくつになつておるのか、これを最初にお答えをいたしたいと思ひます。

○近藤政府委員 一年定期の占めます比率は、全国銀行で五・一八％、四十四年度上期の平均残高でございます。それから相互銀行の場合には五・二四％、信用金庫が五・〇一％でございます。

○堀委員 それは全預金の中に占める定期預金の比率でよろしいか。

○近藤政府委員 一年の定期預金でございます。御質問は全部の定期預金でございますか。

○堀委員 私が伺つたのは全預金の中に占める定期預金の比率ということでありませうので、一年

もので比較していただいてもけっこうであります。私が計算したものと比べると、都銀はそうですけれども、相銀、信金はもう少し高いはずではないか。

○近藤政府委員 ただいま申し上げましたのは一年の定期預金でございます。たいへん失礼をいたしました。相互銀行の場合には七・二八％が総預金中に占めます定期預金全部の比率でございます。

○堀委員 信金は。

○近藤政府委員 信用金庫もほぼ七〇％になつております。

○堀委員 実はいま私がこれを伺ひましたのは、この間大蔵大臣が、定期預金の金利の問題についてはすでに諮問をお出しになつておるようでありませうから、早速現在の一年の定期預金は五・七五％の金利に改定される、こういうふうな考へておるわけでありませう。その際に、こういうやうな定期金利の上昇というものは、いまもちろん一年のもの、あとはその他の半年、三ヶ月とあるわけでありませうけれども、いずれにしても定期預金の比率の高いところがそれだけ負担が大きくなることは常識的に見て間違ひありません。そこで、この定期預金の〇・二五％の金利の上昇、これは一般的には、都市銀行についていへば最近公定歩合が上がりましてそれに伴つて貸し出し金利が相当急速に上がつてきました。過去の公定歩合引き上げの中で今度ほど目ざましく貸し出し金利が上がつてきたのは例のないことだと思つておるわけですが、これは貸し出し金利との関係では当面十分相殺ができる問題だと思ひますけれども、しかし、各都銀、地銀、相銀、信金別に、今度の定期預金の金利の引き上げがどのように影響するかという点については、すでにこの金利の引き上げが議題となりまして、銀行局としてはそれなりの予測を持っておられることだと思ひますが、これについての予測を少し伺つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員 一年定期につきまして、ただいままだ金利調整審議会に諮問を申し上げておる段階でございますので、どのくらいということはおわかりませんが、かりに世に伝えられておりますように〇・二五%上昇したと仮定をいたしまして、ただいまの一年定期の比率で計算をいたしますと、全国銀行の場合におきましては、預金債券金利回りが〇・一%上昇をいたしまして現在の預金債券金利回りの四・四五%が四・五六%に相なります。したがって、預金債券コストも六・五三%から六・六四%に上昇をいたしまして、預金債券貸し出し金の利ざやが〇・八七%ということになります。全体をいたしまして公表利益の約七%程度が影響を受けて減る。これは法人税、住民税等調整いたした結果でございます。相互銀行の場合は、ただいまの公表利益の全国銀行の七%に相当いたします分が約一%、それから信用金庫の場合は七%、全国銀行とはほぼ同様という公表利益の減少が見込まれるわけでございます。

○堀委員 いま承って、確かに各指標を見ておりましていろいろな点で全国銀行と信用金庫というものはやや似通ったパターンになっていいると思えますけれども、ちょっと相互銀行が、いまお話しのように公表利益に対してその他と四%くらい違った損が立つといえますか、そういうことになるようにありますが、この問題の主たる背景は一体どういふところにあると考えておられるでしょうか。

○近藤政府委員 相互銀行の場合には、資金コスト、資金吸収のためのコストが、信用金庫の場合に比べましてはるかに高いというのが通例の状況になっております。

○堀委員 経営諸表を見まして、実は私は今度のこのような金利の引き上げについて、確かにやはり一番影響を受けるだろうと思うのは相互銀行だろうというところは、いま伺うまでもなく、実は現在の経営諸表から見てもかなりはつきりしておる点があるわけがあります。いま都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫というのについて人件

費率のほうを見ますと、時間がありませんから少し私のほうから申し上げますが、都銀が一・一六、地銀が一・三〇、相銀は一・八二で、信用金庫は一・五八、相互銀行は人件費率においてもその他のものに比べて非常に高いわけでありまして、その結果、預金債券経費率が都銀が二・〇九、地銀が二・〇六に對して、相互銀行は二・八〇と、信用金庫の二・六四をはるかに上回つてきています。このことは多分にいまの人件費率が大いというところに原因があるようでありまして、預金債券コストそのものもその関係から当然高くなつておるわけでありまして、いまの定期金利の引き上げがそういう意味では一番大きく経営効率の上に影響するといふ姿がはつきりしておるわけでありまして。

そこで、今後いろいろな金利を自由化するという問題が金融行政の一本の柱としてはあるわけですが、私は金利の自由化ということをおかねて主張しておるのでありますけれども、この預金金利の問題はその点ではかなり慎重を要する問題ではないのか。今度も各種の改定にあたつて、日本銀行のガイドラインというものを示して、当分の間は実質的には自由化をされない形になつておるようでありまして、私はやはり金利の自由化をするためには、その自由化に耐えられる各種金融機関の體質の改善といふことが、體質の強化を行なうことと相まって行なうのでなければ、まさに角をためて牛を殺すことになるのではないかという気がするのであります。

そこで、いまの金利の自由化問題の最初のスタートとして、今度の金利に関する通達で日本銀行のガイドラインとの併用ということを含めて出されたかと思つておりますが、この問題に対する今後の考え方、金利自由化に対する今後の考え方は、大体どういふ方向で処理をされていくつもりか、さらにガイドラインの取り扱い等は今後のどういふふうになつていくのか、そこらについて少し伺つておきたいと思つております。

○近藤政府委員 その点についての基本的考え方

は、ただいまお述べになりましたとおりの考え方であるのでありまして、基本的には金利は弾力化、自由化という方向で扱つてございまして、ただそれによりまして非常に摩擦、激変を生ずるという先ほど申し上げましたような弱肉強食というふうな事態があまり激しく出てくるというふうなことは、何としてでも避けなければならぬ。その辺の観点を踏まえまして、ガイドラインにおきましては激変緩和という方向を打ち出していくということに相ならうかと存じます。

○堀委員 そこで、これに関連をして出てくるものがやはり店舗の問題と私は思うのであります。いま店舗の姿を各都銀、地銀、相銀、信金についてながめてみますと、いま都市銀行は七大都市にその店舗の六〇%余りが集中をしていて、さらに大人口四十万ぐらゐり以上の都市を含めて見ますならば、都市銀行の店舗というのは九〇%がこれらの大都市に集中している、こういうことに実はなつておるわけですね。この店舗の問題については、最近毎年店舗に関する通達が出されておるわけですが、いま特に都市銀行がリブリースという形で求めているのは、首都圏であるとか——特に首都圏が一番多いように思つて、こゝういふところは非常に集中をせよというふうであります。そこで、ある新しい町にそういふリブリースによつて店舗が集まつてくる場合には、通達によると、その地域における地域金融機関を優先するといふふうに書かれていますが、あとの都市銀行が出てくる場合には、その都市の人口増等の関係もありまして、新しい町が、新しい町ができる、そうするとその駅前、目抜き部分はいきなりほとんどが金融機関だなどということになることは、これは今後私どもは避けるべきものではないのか。金融機関がそういう部分に集中することによつてその地域の地価を異常に高めるというところは、もう過去の例においてしばしばわれわれが経験をしてきておるわけでありまして、特にこの銀行の店舗行政は、そういう意味でその地域の発展に必要なものではありますけれども、必要以上なそういう刺激をその地域に与えることは、これまた非常にマイナスをもたらすことになるのでありますから、ある新しい住宅都市とか、住宅都市でなくてもこれから首都圏においてさらに伸びてくるであろうという都市にいま集中して申し出ておるような店舗の取り扱いについては、一体どういふ基本的な考え方の方で処理をされるのか、それをちょっと承りたい。

○近藤政府委員 店舗につきましては、従来は毎年新しい通達が出されて、その年度の店舗設置方針を述べておつたわけでございますが、昨年十二月十五日に、いわゆる多年度通達と申しますか、その年だけではない、今後しばらくの間はこの方針でまいるという多年度通達の形で初めて通達が出されて、それに幾つかの事項が盛り込まれております。

大まかに分けて五つぐらゐりになつておるかと存じますが、第一点は、ちやうどただいまお示しもございまして、店舗の新設といふものは、これは銀行全体の店の数からいましては抑制的な方針を堅持するといふことがうたつてございまして、ただ配置転換といふのはうたつてございまして、経済情勢の変化に即応する店舗配置の適正化という観点から、特に金融サービスの向上、顧客のためになるようなサービスの向上あるいは貯蓄の増強、そういう観点での配置転換はこれを弾力的に扱うことにいたしまして、うたつておるのが第一点でございます。

それから第二点は、同じ地区に店舗新設の希望が競合するときは、ただいまお触れになりましたように、地元の金融機関を優先してまいらうということが触れてございまして、それから第三点は、配置転換等で廃止をいたします場合にあまり摩擦が起らないように、地元住民が廃止によつて著しく不便をこうむるということに困るので、その点に気をつけてほしいというところ。

それから最後の点は、特に店舗新設に伴う土地取得につきまして、これもただいまお触れになりましたように、これが地価上昇を主導することのないように十分留意させる。そして取得価格が不当に高額であるという場合には、たとえ内示のあとでありましてもその店舗の設置を認可しないというたてまえをとるという、以上の点を昨年の十二月に基本方針として並べまして、今後数年間はこの方針でまいる。したがって、年度ごとでできますと、いわゆるかけ込み増設的なものが出てまいるおそれもありますので、今後しばらくはこれでずっと続けてまいりますということを通達として出したわけでございます。

○掘委員　そこで、いま私は、その店舗のリブ
レースということが認められますから、都市銀行
はだんだんとその周辺地域から撤収をして、最も
経営効率のいいところへ集中をしていく。ただ問
題になりますのは、あとの都市にある地方銀行、
相互銀行、信用金庫は、これは問題とはございませ
ん。問題が残ってくるのは、実は過疎地帯におけ
る金融機関の問題です。

この過疎地帯における金融機関というものは、一面的に、だんだん人口は減る。問題によつては、産業のあり方としても必ずしも発展性がない。いろいろな面で、さつきもお話のあつた経済効率の追求なり経済合理性ということを考えようにも考えられない問題というものが具体的にあらうと思ふのです。そこで、これらの地域における金融機関というものに対しては、大蔵省は、いまの店舗行政の問題での処理はしうがないわけですから、何らか片方の経済合理性の追求なりあるいは経営効率の追求が店舗のリプレースということとできるものと、そうでなく、社会性、公共性といふことによつてある程度ハンディキャップがあるといいますが、そういうものに対する指導のあり方といえますか、これは一体どういうふうに考へていかれるのか。これもやはり地域金融機関としてその地域に、たとへ十分でないにしても、それなりの産業もありましようし、金融機関の存在

は当然必要であるわけですから、この面については銀行局としてはそういう考え方でやっていかれるのか、それをちよつと承りたいと思います。

○近藤政府委員　ただいま御指摘の点は、まさに過疎問題全体に連なる非常に大きな問題でございまして、金融行政の観点、特に店舗行政の観点におきまして、従来ともいえば盲点のような部分であつたかと存じます。この点につきまして、今後特にいろいろな角度から検討を進めてまいりたいと考えております。

○堀委員 私は、結局、その競争原理というものは、ある面では、実はいまの都市銀行というような部分においては、これはより競争原理が導入されることによって、預金者には高い金利、貸し出しはできるだけ安い金利ということによって経営が合理化され、効率化されることがよつて、金融機関がその使命を達成することが望ましい、こう思います。しかし、いまのような過疎地帯における金融機関というものは、これはそういうものとの競争にならないような仕組みになっていきますから、私はかつて保護の行政の問題をかなり触れてきたわけでありますが、もちろん過保護になることは適切でありませんが、やはりその地域産業の育成等を含めて考えていきますと、その過疎地域における金融機関対策というのは、その他の過疎地域における産業対策と同じように、何らかの助成策というようなものをやはり含めて考えまふと、その地域における産業そのものの発展に対してはプラスにならないという問題が一つは出てくるのではないか。またもう一面的には、そういう場所においてもなおかつ人件費等はだんだんと高くなるということは、これはもう争えない事実だと思つております。

えは信用金庫については——私はよく信用金庫の
皆さんに申し上げるのでありますが、信用金庫は
もう個々の信用金庫の段階ではないのではないだ
ろうか、全国五百に余る信用金庫が一つの大き

一つの形でオンラインの上に乗るような経営の合理化が進められるならば、そういう地域性の問題を含めてかなり問題は改善をされ、同時にその全国的なネットというものは、都市銀行では果たし得ない大きな効率を果たす可能性をもたらし得るのではないかというような問題提起を、信用金庫の幹

部の皆さんに申し上げておるわけであります。これは信用金庫の場合ならあるいは可能かと思ひますけれども、相互銀行とか地方銀行というのは必ずしもそこまでいけるかどうか知らない。ただしかし、現在問題になつておりますのは東北地方とかあるいは四国地方、あるいは北陸、山陰あるいは九州の南部というように、地域的に実は過疎地帯というものがあるわけですが、そういう地域的過疎地帯における金融機関が、何らかのかつこうで適切な広域的連携の上に、できるだけ経営の合理化がはかれるような新しい道を切り開くための一つの指導方針といひますか、あるいはそれに對する何らかの助成策というようなことが考えられてしかるべきではないかという気持ちがあるわけでありまして、資料で見ますと、ともかくもこの東北、北陸あるいは山陰、四国、九州南部というよりなところには、都市銀行の店舗はほんとうに数えるほどしかなくて、これらのすべてはいまの地方銀行、相互銀行、信用金庫によつて運営をされておるわけであります。

るかを、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○近藤政府委員　ただいま過疎地帯に対する金融機関の店舗配置につきまして、傾聴すべき御意見を承らしていただきましたので、それらの点、十分事務的に検討いたしまして、過疎地帯における金融機関のあり方について、今後何らかの方策を研究してまいりたいと考えております。

○堀委員　その次に、さつきちよつと触れました中期預金の問題でありますけれども、実はこの中期貯金というのは、上位都市銀行が非常に熱心に推進をして、金融制度調査会の一つの議題にもなつてきておると思うのでありますが、いまのよくな全体から見えてある一部の上位銀行だけが特に望んでおるような預金形態というものは、その都市銀行内部分だけの競争問題ならばとにかく、こういう制度はそういう狭い範囲だけになかなか認められるわけにはまいりませんから、だんだんと引き連れて全国的に、制度としては当然広げていかなければならないという問題になつてきますが、これはなかなかそう簡単に手をつけるというわけにはなかなか私が触れてきた現在の諸条件からは、さつきから私が触れてきた現在の諸条件から見て問題があろうか、こういう気がしておるわけですか。

そこで、私がさつき触れました今回の一年もの定期預金の金利が改定されましたあと、いまお話しになった公表利益に対する減取の問題というの、は、その金融機関別の全体の収支でありますから、これは、やはり個別にはかなりいろいろ違った影響を与えてくることは間違ひがありません。現在、都市銀行では公表利益が二百億円をこえるものから二、三十億円程度のところまで格差があるものわけでありまして、都市銀行内部においてもかなり問題があらうと思います。同時に、これはその他の金融機関においてはたいへん大きな影響をもたらすおそれがある、こう考えるわけです。そこでこの問題は、いまの定期金利の引き上げが、各金融機関別、各行別にとどういう影響を与え、どういう結果になるかということがある程度見定められて、その見定めた後に、もし必要があるとすれば

検討することではない、これは、いたずらにこれらの制度を新設することによって、さつきお話しした社会性、公共性の面に問題を投げかけることになりかねないという気がするわけであり、そういう意味で慎重な検討を必要とするのではないかと考えておりますが、その点はいかがでしょうか。

○近藤政府委員 たいはい仰せになりましたとおりでございます。金利調整審議会の事務当局といたしまして、各行別にこまかな試算を積み上げまして、一番限界にある金融機関があまりはなはだしい、急激な打撃を受けませんような配慮のもとに答申を作成するというところで考えておられるようにございます。またガイドラインを作成いたします日本銀行の関係におきましては同様の配慮で、激変緩和のための施策をいろいろと考慮いたしている、こう承っております。私もまたそのようにつもりで進めてまいりたいと思っております。

○堀委員 そこで、これは皆さんも御勉強になりますから、ひとつ資料をお願いしたいと思っております。これは委員会に配付していただきたいわけであり、都市銀行、地方銀行、相互銀行、信用金庫、この四つのグループに分けて、貸し出し金の利回り、預金債券のコスト、それから貸し出し金利回りから預金債券のコストを引いたもの、それから預金債券経費率、人件費率、物件費率、それからあと税金比率がそこに入りましようが、こういうような資料を、まずそれは全体のものだけではなくて、最高のものと最低のものはどうなっているか。これはその各ジャンルにおける格差がわかると思えますから、最高、最低、それからもう一つは、多数の銀行があるわけですから、これを分布曲線で一本出してもらえないだろうか。そうすると、大体いまの各経営の状態は全体として一体どうなっているのかということがよくわかります。私もこれが金融のいろいろな問題を検討するためには、委員各位とともに、現在における各銀行というものがどういう経営実態にあり、そういう実態の中では、いま私が

ここまで申し上げてきたいろいろな競争の問題について、もう一つは、どういふ形の競争が最も適正なのかという点の参考になるかと思っておりますので、この点の資料をまずお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○近藤政府委員 承知いたしました。分布曲線等は多少時間がかかるかと思いますが、御提出申し上げます。

○堀委員 委員長からの御要望もありますので、もう一つのほかの問題に触れたいと思いましたが、本日はこれをもって終わることにいたします。

○二見委員 私も利率の表示を年利建てに移行することに關しては特別問題がないと思っております。やはり堀先生に關連いたしまして、金利の問題について二、三お尋ねしたいと思っております。

確定いたしましたけれども、さきの三月三日、大蔵省告示第二十六号によつて、期間の定めがある預金の利率を年五・五％にした。これはいままでの三月月もの、六月月もの、一年ものという区別がなくて、全部同じように、三月月以上のものは年五・五％にした、こういう告示が出ております。これはそのとおりでよろしいでしょうか。

○近藤政府委員 そのとおりでございます。

○二見委員 それからもう一点ですけれども、一年ものの定期預金の金利の問題であります。三月三十一日ごろ大蔵大臣が臨金法の改正の告示を出し、これに合わせて、日銀がガイドライン公表と同時に、大蔵省銀行局長が通達を出す予定である、こういうふうに関しておりますが、これもこのとおりでよろしいのでしょうか。

○近藤政府委員 おそらくはそのとおりになろうかと思ひます。

○二見委員 その場合はあくまでも一年ものだけに限るのか、あるいは三月月もの、六月月ものといふのはいまの五・五％に置いたままで、一年ものだけということになるのか、それからまた、実施が四月二十日ごろの予定だと聞いておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○近藤政府委員 これは現在、金利調整審議会に政策委員会を通じておはかり申し上げておる段階でございますので、私どものほうからその予測につきまして申し上げるのはいささか適當でないと思ひますので、差し控えていただきたいと思います。

○二見委員 預金金利、定期ものの預金金利の引き上げの件ですけれども、近藤局長がお出しになった通達によると、一つは、物価政策の一つの柱としてこういう引き上げを行なった。厳密には、そういうことはよくなくて、最近、物価政策の一つの柱として金利機能の活用が強く主張されている。云々、こうありますけれども、今回の引き上げも物価政策の一環として引き上げたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○近藤政府委員 そのように御理解いただければよろしいと存じます。

○二見委員 物価との関係でお尋ねしますけれども、確かに定期ものが五・五％であつて、消費者物価がそれ以上に上昇しているというのを考えますと、当然預金率も下がってくるだろうと思ひます。あるいは現実には下がっているんじゃないかと思ひます。だから、それに合わせるために、物価の上昇に合わせて預金、定期預金金利を引き上げたいということになると、これは物価政策としての立場じゃなくて、そういう物価上昇に合わせていうほうにむしろウエートがあるんじゃないだろうか。政策というよりも、実際は消費者物価が上がつているからそれに合わせなければならぬんだ、むしろそのほうに、物価政策じゃなくて、そういう実勢に合わせなければもう預金が集まらなくなるんだ、そういう実情から引き上げたというふうに理解したほうが何となく実際の感じがするのですけれども、どうでしょうか。

○近藤政府委員 物価と金利との関係でございますが、その金利の弾力化というときに物価問題をうたつております趣旨は、実は金融機関の金利を弾力化することによりまして、そのときどきの総

需要政策に影響を及ぼす。総需要政策に対する影響を通じて、現在の物価高というものはやはり需給のアンバランス、需要超過ということが原因になっておると考えられますので、その需要を押える方法といたしましては、やはり金利を円滑に敏感に動かさなければならぬ。そのための金利の弾力、これが物価と金利との関連でございます。直接、一年間の消費者物価が幾ら上がったから、それに対して金利を幾ら上げてそれによって償ふという趣旨は、実はあまりございません。

○二見委員 預金の利率を上げれば総需要を押えるということですが、預金の利率を上げた、その場合、大蔵省として考えているのは、貸し出し金利よりも上がるというふうに、そういう前提のもとにこれは考えているわけですね。貸し出し金利が据え置かれていたならば、しかも現在のうちに経済がかなり高度の勢いでもって成長してくる、資金需要が旺盛であるというときには、貸し出し金利が押えられていたならば、あるいは競争原理が導入されてあまり貸し出し金利が上がるまいというふうになれば、総需要を抑制するという方向には必ずしもいかならないのではないかと。貸し出し金利を大幅に上げる、預金金利が上れば貸し出し金利も上がるというふうに連動していればそうも言えるけれども、そうでない場合には必ずしも総需要の抑制には響かないのではないかと。響く場合もあり得るかもしれないが、響かない場合もあるんじゃないか、こう考えられますが、いかがでしょうか。

○近藤政府委員 お示しの点は、金融制度調査会におきましても一つの論議の焦点となつた点でございます。長期的な観点と短期的な観点を分けて考えなければならぬポイントであろうかと存じます。長期的な観点におきましては、たゞいまお示しになりましたように極力貸し出し金利には響かないようにしてまいらなければならぬというところでございしますが、短期的な観点に立ちます場合には、貸し出し金利もある程度はそのとき

どきの需要供給の状態に応じて敏活にと申しますか、円滑に動くという体制が望ましいわけでございます。それらの金利の基本になります預金金利につきましても弾力的な体制を整えるというところが、先般の措置の趣旨であらうかと思ひます。

○二見委員 戦後の日本の金利政策を一つと見てまいりまして、やはり一つの特徴は低金利政策だったと思ひます。そしてこの低金利政策も、現状では国際環境など考えてもうそういう段階ではなくなつた、いつまでもそれを続けているわけにはいかない、こういうように大蔵省のほうでも判断しておるのではないかと思ひますし、もういままでのような低金利政策からはそろそろ脱却して、こうという、そういう姿勢もあるのかどうか、その点はいかがでしようか。

○近藤政府委員 長い目で見ますと、金融機関の金利というものは、ことに貸し出し金利は低下していくことが最も望ましいわけでございます。それによつて企業は金利負担を低減してまいるということが非常に必要であるということもあらうことでございます。その意味で、非常に長い意味での低金利政策、これは相変わらず、推進され、堅持されるべきであらうかと思ひます。ただ、最近の情勢のように、たとえば公社債市場における新発債、既発債の条件の乖離というやうな問題が出てきておりますゆえんのもの、やはりたとへば長期金利につきまして現在の水準がやや低きに過ぎたということがそこに端的にあらわれてまいつたわけでございます。これは長期金利の改定を、上げるといふ方向でやらざるを得ない。しかしさらに長い目で見ればいま申しましたやうに、低金利政策と申しますか、金利は低いほうがいいということであらうかと思ひます。

○二見委員 それからいわれる普通預金ですね。定期預金の一年ものは今回組上りのほつておりますけれども、普通預金の金利というものについては、上げるといふことについて賛成論者もおりますし、むしろ当座預金のものだから上げる必要はない、むしろ下げるべきだ、こういう二つの

意見が私はあるように思ひますけれども、大蔵省としては普通預金の金利については今後どういふふうに考えていくのか。やはりある程度引き上げる方向でいくのか、当座預金的な性格だから下げよう、あるいは金利ゼロにしよう、そういう方向でこれから進めていくのか、その点はいかがでしよう。

○近藤政府委員 将来の問題といたしましては、金融制度調査会の論議にも出ておりますやうに、たとへば公定歩合の連動といふやうなことを研究しなければならぬといふことに相なつておりますが、当面の問題といたしましては、これは長期金利のアンバランスといふことが問題となつた一連の動きでございますので、要求払い預金につきましては、あまりこれを動かすという考え方はございません。

○二見委員 それから、日本の金利が低く押えられていたといふ一つの理由として、いろいろ手続がめんどうくさいですね。大蔵大臣が日銀政策委員会に対して改正命令を出して、それからいろいろ複雑な手続を経なければ金利の改定はできないやうになつておりますね。このシステムはこのまゝこれからも続けていくわけですか、それとももっと簡単に、金利の自由化といふ方向に向かつて、こういうめんどうくさい手続はなくなるやうなわけで、簡略に上げ下げできるやうな方向でこれからはこういう問題は改正していくのかどうか、その点はどうでしよう。

○近藤政府委員 三月三日付の通達によりまして預金の告示の種類が四種類にしばられましたのも、ただいまの御指摘のございましたやうな複雑なものを簡略化しようといふねらいが一つでございます。ただ、ガイドラインその他の手続につきましては、これは公正取引委員会等とも協議の上、やはり国民の利益に關することでございますので、日本銀行がガイドラインという形でこれを定めて、その範囲内で動かすといふことにいたしました。

○二見委員 それから、先ほど貸し出し金利につ

いて、長期的には貸し出し金利に響かないやうにしよう、こういうお話でありましたけれども、そうすると、そこに当然起つてくるのは金融の再編成じゃないか。経営の内容のよくないところ、よいところ、これはもうかなり差が出てくることは明らかだと思ひます。しかも、資金需要が現在旺盛ですので、預金金利はガイドラインを設ければそれ一ぱいまでくるわけですね。やはり預金が集まらないとか、また、銀行としても預金獲得競争がこれからますます激しくなってくるだろうと思ひます。そういう点を考えて、貸し出し金利を押えよう、あるいは響かないやうにしようといふことになる、銀行そのものが今度は優良銀行と不良銀行、この選別がされてまいりますね。すると、金融の再編成といふか、あるいは悪いところは、倒産まではいかないと思ひますけれども、かなり不測の事態もあるいは起つてくることも考えられるんじゃないだろうか。そういう点での見通しはどういうふうにお考えになつておりますか。

○近藤政府委員 先ほど、堀先生の御質問にお答え申し上げました趣旨どおりでございます。やはり金融行政を進めます場合には、たとえば、楕円の二つの焦点のやうなものを同時に踏まえてまいらねばならない。一方におきまして適正な競争原理の導入によつて、それぞれが経営効率を高めていくといふことが必要でありますと同時に、他面におきましてはやはり社会的、公共的立場から、あまり弱肉強食な状態におちいり、一部に急激な変化を起こして、経営の破綻、倒産といったやうな事態を招くといふことは、これは極力避けてまいらねばならない。その二つの焦点の兼ね合いがなかなかむずかしいところでございますが、いづれにいたしましてもあまり激しい急激な変化は起こさないやうに考慮してまいりたいと存じます。

○二見委員 預金者の立場にいたしますと金利が上がることは大賛成なわけですね。銀行にしてみればこれはえらい迷惑だらうと思ひます。そういう

不測の事態も考えられないわけではない。そういう場合、大蔵省のほうでは預金保険制度というのを検討しているという話を聞きましたけれども、これはどういふ内容のもので、また、こういう制度をもし設けるとするならば、設けるまでのスケジュールといふものが、大体いつごろからやりたい、そういうやうな目安といふものが、そういう方針はいかがでしよう。

○近藤政府委員 預金保険制度につきましては、ちやうど金融制度調査会でもいろいろ御議論を願ひまして、おそろくは六月ごろには大蔵大臣に御答申をいただけるのではないかと思つております。その御答申にも、預金保険制度についての内容その他が述べられると思ひますので、それをいいただきました上で大蔵大臣としての態度を固めてまいりたい、かように考えております。

○二見委員 それから先ほどの金融再編成の問題にからみますけれども、これは中小企業立場から考えても、地場産業の育成といふ点から考えて、金利が将来自由化になつたといふ段階で、これではつきりと利益を受けるのは都市の大銀行である。地方銀行でも力のあるものはいけれども、力のないものはかなり苦しい立場に追い込まれるし、信用金庫ですか、そういう関係もかなり苦しい立場に追い込まれるのじゃないかと思ひます。中小企業者が融資を受ける場合にどこへ行かうかといふ、結局は信用組合、信用金庫ですか、そういうところ、あるいは自分のところにある地方銀行にかけ込む以外には金融の道はないわけですね。金利の自由化といふ問題がそういう面から考えてやはり中小企業に対して大きな圧迫を与えてくるんじゃないだろうか。一面はプラスの面もあるけれども、一面はそういうマイナスの面も出てくるのじゃないだろうか。先ほど堀先生の御質問にも同じやうな趣旨の御質問があつたやうに思ひますけれども、そういう点については、特にそういう弱小の中小企業向けの金融機関に対しても育成しなければならぬと思ひますけれども、そういう点に対しては今後どういふふうに対

策を進めていかれるのか、その点はいかがでしよう。

○近藤政府委員 御指摘のとおりでございます。中小金融機関並びにその借入れ先、そうい

う人々に対するきめこまかな配慮というものはたいへんに必要なことかと思ひます。ただ同時に、数年前のような高いコストで中小金融機関が運営をされるということになりますと、勢いその貸し出し金利も高くなるということで、ここ数年の間にかかなり改善を見せましたゆえんのもの、やはり適正な競争原理の導入ということによりまして、中小金融機関もいままでよりはるかに経営について認識を改め、きびしい環境に対処して、いこうという意気込みを持ったということが、今日、相当コストが低下してきております一つの大きな原因かと存じますので、その辺のところも加味しながら、面々あわせて配慮してまいりたいというふうに考えております。

○二見委員 最後にお尋ねいたしますけれども、金利の自由化、おたくのほうとしてもしこのスケジュールをお持ちならば、今後こういふ段階でもって金利の自由化を進めていく、こういうスケジュールがもしおありならばそれを教えていただきたいと思いますし、それと同時に、先ほども公定歩合との運動の問題は現在検討中である、こういうお話がありましたけれども、方向としてはやはり公定歩合との運動という方向に進めていくのか、あるいは公定歩合とはまるっきり切り離れた立場でもってこれからは大蔵省としては進めていきたいのか、その点についてだけお尋ねして終わりたいと思ひます。

○近藤政府委員 自由化につきまして、特にいまから日程を定め、スケジュールをきめてやっていく、こういうことではございませんで、そのときそのときの情勢に応じて、このほうも弾力的に取り運んでまいりたいというのが私どもの考え方でございます。また公定歩合との運動関係ということも金融制度調査会で議論されました点で、最後の取りまとめが近日中、来月もしくは再来月に

行なわれまして、私どものほうに御提出いただいたと思ひますので、それを拝見いたしました上でまた検討いたしてまいりたい、かように思っております。

○二見委員 終わります。

○毛利委員 春日君。

○春日委員 まず冒頭に資料の提出を求めておきたいと思ひますが、これは後日われわれの金融政策検討のための参考資料にいたしたいと思ひます。

いま都市銀行の授権資本と株主勘定の自己資本の総額、それから貸し出し総残高、預金総残高、それから日銀からの借り入れ総額並びにコールの導入額、これをひとつ全国の都市銀行についてそれぞれリストアップして資料の御提出をお願いしたいと思います。

○近藤政府委員 ただいまお示しの項目、都銀全体につきましても資料、提出させていただきます。

○春日委員 なお別途資料として御提出をお願いしたのでありますが、金融機関の現在の貸し出し総残高、預金の総額、それからもう一つは、これは明確に把握できないかも知れませんが、これは匿名預金なるものの大体の推定総額、それを都市銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合別に、そういうようなもの推定額でもけっこうですけれども、把握できましたらひとつ資料の御提出をお願いしたいと思います。

それから、歩積み両建ての問題について本委員会ではしばしば議論を固めまして、その後自衛通達、自主規制などのとき処置がとられて本日に至っております。しかるに、先般参議院においての予算委員会の議論に徴しますと、なおこれは、そのような通達がなされ、国会において重大なる関心をもち、規制の議論が行なわれたにもかかわらず、最近さらにはこれが逆に悪化の傾向をたどつておると論じられております。したがつてこの問題も、この際、三月危機が論じられております関係において、本委員会において十分その

実態をつまびらかにし、適切な対策を立てなければならぬと考えますが、いまだどういう状態になつておりますか、おわかりでありましたらこの際明らかにしていただきたい。

○近藤政府委員 ただいまの最初の資料のお話でございますが、匿名預金だけはちよつと実態が、推定もなかなかむずかしいと思ひますので、それ以外の分につきましては別に御提出申し上げたいと存じます。

それから拘束性預金に関する調査は、昨年の十一月までの数字でちよつと古いので恐縮でございますが、たとえば都市銀行におきましては五月のときに五・四％でございましたが十一月に四・八％ということに相なつております。地銀について申し上げますと、拘束性預金の比率が、五月が八・七、十一月が八・〇、相互銀行につきましては五月が一九・九、十一月が一八・一、信用金庫につきましては五月が二五・六、十一月が二四・七ということに相なつております。

○春日委員 そのパーセンテージは何を示しておるものなんです、ちよつと御説明願ひたい。

○近藤政府委員 いわゆる債務者預金比率と違ひまして、特に拘束をいたしております預金の比率を示しておるものでございます。ただこの拘束預金比率自体はこのようにやや低下の傾向にあるようでございますが、全体といたしまして債務者預金のうちで真に拘束を受けておるものがどのくらいであるかというふうなことにつきましては、なお私どももいたしましていろいろな角度から調査をいたしまして、実質的な拘束預金比率が再び上昇することがないよう今後とも指導してまいりたいと思つております。

○春日委員 この問題については、当大蔵委員会の金融小委員会が自衛通達案というもののについて検討をいたしまして、かつはそれぞれ金融機関と、さらに公取の意見をも徴しまして、ある一つの基準が設定されたわけでございました。したがつて、その基準に照らしてどういう状態になつておるのであるか。なお、あの基準は当分の間という

ことでございまして、将来に向かつてはこれを一そうなくしていく方向に努力を進めるのだが、当分ということになつておりました。したがつて、あの基準が定められたのはたしかもうすでに五、六年前であらうかと考えますから、その基準は必ずしも本時点において基準になり得るものではないと思ひますけれども、しかし最も新しい基準に照らしてどういふような傾向をたどつておるかということ、これもひとつ次回までにそれぞれ審査を加えられて報告をお願いしたいと思います、いかがでございますか。

○近藤政府委員 承知いたしました。

○春日委員 それでは、本日は金利の表示方法に關します法律案について質問をいたしたいと思ひます。

これは何と申しまして、日歩建てを年利建てに行なうというところは、いままで二本立てのものを一本立てに統合することであり、国際慣行に照らしましても、国民の経済効率を高めるためにも、一歩前進とも見るべきものと考へたのであります。が、それにしても、この際が国の金利政策というものがいかにあるべきものであらうか、この本質についていろいろとわれわれの見解を述べ、政府の方針をただしてみたいと思ひます。

そこで第一番の質問の要点は、金利の硬直性についてでございます。わが国の金利構造は、金利が硬直的でございます。各種の金利が相互に有機的な関連を結び合つていないという、このよう大きな欠陥があるのではないかと。そのために、金利が資金需要の実勢に応じて本来は自由に変動すべきメカニズムを持たなければならぬけれども、そのような機能に欠けておる。したがつて、金利の資金需給調整機能というものが十分に働く環境が整うていない。ことに長期金利が硬直的である。短期金利と長期金利の有機的な変動関係というものを全然期待することができぬ状態になつておる。このことについて政府は、このよう

な調整機能が十分に働く環境を整備せなければならぬとは考へないか。また整備せなければならぬ

とすれば、どのような問題を対象として整備すべきものと考へておるか、御方針、所見を伺いたいと思ひます。

○近藤政府委員 ただいまお示しいただきましたように、わが国の金利の硬直性というものはかなりはなはだしい状態にあつたといふことがいへると思ひます。たとえば銀行預金の金利につきましても、一年定期、普通預金、いずれも九年間そのまゝの水準で過したといふようなこと、郵便貯金につきましても同様でございますが、そういうふうな硬直的な状態に長いことあつたといふことはやはりぐあひの悪いこととございまして、金利はそのときどきの資金需給情勢に応じて弾力的に動いてまいらうといふことが必要でございますので、去る三月三日の預金金利の規制緩和の告示、あるいはこのたび一連の長期金利の改定の動き、このようなことを通じまして、金利全体を弾力的に運用してまいらうといふ方向で考へられておるわけでございまして、さらに長期の視野に立つて申し上げますならば、やはり成長の速度と資金の量の関係がきつめて密接な関係を持つてゐるわけでございまして、その資金の量にある程度の限度がございまして、どうしても量的な調整ということが片方に出てまいりまして、金利というものが硬直的になりがちであるし、またその一般的な硬直的な金利のしわが短期の、たとえばコールといふようなところに集中的に寄つてまいらうといふ現象が、急角度の成長を行つております経済においてある程度必然的な現象として出てまいらうわけでございまして、これらにつきましても、ただいま申し上げましたような幾つかの糸口をつかまえて、徐々にこれを直してまいらうといふことが必要であらうかと存じております。

○春日委員 いま局長の御答弁によつても、当面の対策と長期的展望に立つ基本的対策等についてお述べになりましたけれども、しかしこの金利の硬直性を将来は正してまいりますためには、立体的に総合的に政策を強力に推進願ふなければならぬであらうと思ひ、また商売は元手次第とい

われる、事ほどさうに金利が金融に、そして金融が経済に及ぼす影響は圧倒的な力を持つものと思ひ、申さなければ相なりません。金利というものは、資金需要が強まれば金利が上がるべきであらうし、また需要が下れば金利も当然下がるというふうな、需要供給の原則というものが、自由経済の中においてこの金利の面にも十分反映せなければならぬことは当然の事柄である。しかるにこのことが臨時金利調整法でございまして、こういうふうな法律の制約があつて、人為的にそのような自由流動性というものを阻害してゐる。今日の段階においてこの臨時金利調整法というものがむしろ有害なものになつておるとは考へないか。いま大筋としては、流動性を高めなければならぬ、そのうして長短金利の転換とか変動とかいふものの道を開いていかなければならぬ。とするならば、そのような政策によつて変動を阻止しておるといふこの体制は、近藤さんが指向されておられる方向にまさには立ちふさがり大きな障害物件と断ずべきであらうと思ひ、いかがでございますか。

○近藤政府委員 臨時金利調整法につきましては考へ方は、ただいま御指摘になりましたような点が確かにございまして、そのために、たとえば三月三日におきまして十種類の預金を四種類に簡略化し、あるいは最高限度だけを定めまして期間を自由にするといふようなことを行なつたわけでございますが、同時に激変を避けますためにガイドラインを設けましたといふことは、やはり金利につきましてもあまり急激な変化がございまして、これは国民生活全般にとりましてかなり大きな障害になるという面を考慮いたしまして、徐々に漸進的にいろいろ改善を加えてまいらうといふことで、ただいま御指摘の御趣旨はその漸進的な改善の方向をお示しいただいたものとして傾聴いたした次第でございます。

○春日委員 すなわち、金利変動のメカニズムを確保いたし、あるいは醸成するためには、そのような人為的な規制の障壁を取り除かなければならぬといふことは論をまたさるゝところであり、漸進的に

実態に即してそれを改善すると述べられておりますが、この点については適切な措置を講ぜられんことを期待するものであります。

同時に他の大きな要素は、銀行のオーバーローン、これにも大きな障害要件があらうと思ひ、でございます。それで伺ひたいのであります。いま都市銀行の貸し出し総残高はどのくらいでございますか。都市銀行について検討を加えてみたいと思ひ、まず都市銀行全体として総貸し出し残高はどのくらいでございますか。

○近藤政府委員 平均残高で申し上げますと、全国銀行が三千兆七千億、それから都市銀行が十七兆三千七百億といふのが最近の決算期における平均残高の数字でございます。

○春日委員 オーバーローンの傾向はどうなつていますか。

○近藤政府委員 全国銀行の預貸率を申し上げますと、ただいまと同じ期で九一・六一%、都市銀行でまいりますと九六・六九%でございます。かつて本委員会等でオーバーローンが非常に問題になりました時期に比しますと、いわゆる新金融調節方式以後におきましては都市銀行のオーバーローンの現象は著しい改善を見たと思ひても差しつかえないものと存じます。

○春日委員 相互銀行だとか信金等においては預貸率というものが一定の法的規制があると思ひ、でございます。業務方法書でございまして、いづれにしても規制があると思ひ、ところが都市銀行と全国銀行には預貸率については法的規制がなされてはいるが、しかし望ましい一定の基準といふものはあるであらうと思ひます。当委員会では指弾をし指摘をいたしました当時から改善のあとが見られるとはいひながら、なおかつこの程度で満足すべき状態であるのか、あるいはさらにどの程度まで改善を要すると銀行局長は考へておるか、この点をひとつお示し願ひたい。

○近藤政府委員 その点につきましては、全国銀行協会でも自主的に今後の目標を定めておりまして、預貸率九〇%といふところを一応ただいまの

目標として進んでおりますが、将来また、その目標を達成いたしました際におきましては、さらに漸進的に次の目標を定めてまいらうといふことに相ならうかと存じます。

○春日委員 それは全国銀行ですか。

○近藤政府委員 ただいまのは都市銀行の数字でございます。全国銀行につきましては、当局といたしましては八〇%を一応目標といたしまして、内面的な指導を行なつております。

○春日委員 相互銀行は八〇%でしたね。

○近藤政府委員 相互銀行の場合におきましてはただいまのような形での預貸率の規制はございまして、逆に支払い準備率のほうについて一定の数字を設けております。その数字は定期性預金につきましては一〇%、要求払い預金につきましては三〇%となつております。

○春日委員 全国銀行あるいは都市銀行の信用度の高さから考へまして、預貸率が相互銀行以下のものに比べて相当ゆるやかに設定されておるといふことについては理解できますけれども、そのような預金者に対しましては安全措置といふような立場を離れまして、このことが金利政策という別の観点に立ちますと、やはりその預貸率というものがオーバーローンの傾向を持つことになり、いよいよ行政指導を厳格に行なつていく必要があるのではないかと思ひますが、この点について局長はどうか考へておられますか。

○近藤政府委員 御指摘のとおりであらうと思ひます。

○春日委員 私はこの際、このオーバーローンという問題に関連をして、ちよつと話がサイドウェーに入りますけれども、この都市銀行なるものの集中融資、偏向融資、情実融資、こういう問題は大きい改善、改革を必要とするのではないかと考へております。ただいまも堀君の質疑にも答へられておりましたけれども、金融というものの使命は、何としても公共性というものを最重要点にして、その運営につつがなきを期していかなければならぬと思ひ、なぜならば、銀行が持つ

ております資金というものは大衆の預金である。足らざるところは日本銀行から借り入れたところの国家の金である。したがって、銀行の自己資本というものはほんのわずかのものではなかならない。大衆の預金を預かり、足らざるは国家の金を運用したしますところの金融機関が、その金を配分するにあたって、情実的であつていいはずはない。集中的、偏向的であつていいはずは断じてない。したがって、そういう傾向は極力排除していかなければならぬと思ひますが、この点について行政指導は行なわれ

へこれが直流的に流し込まれておる、優先的に流し込まれておる。かくして、銀行を定年になつたところの役員がその会社の重役に天下りしていくといふことの実態、枚挙にいとまないほどでございます。そういうようなことは金融の公共性をじゅうりんする。阻害するといふよりも全く冒瀆、じゅうりんするものである。われわれはこゝに刮目せなければなりません。いま銀行は、現在の日本の銀行法では、どこへどういふぐあいに金を貸そうと、それについては単なる預金者の安全を確保するといふことが大抵の制約条件であつて、回収が確実なものであれば、どこへどういふぐあいにどのように貸し込んだところで何らの規制を受けないという形になつておる。かねがね本委員会でも指摘をいたしてまいりましたように、わが国の銀行法は、言うならばこれは単なる組織法である。どこへどういふぐあいにという、その事業運営上の制限、制約というものはほとんどないといつても過言ではない。だから金融無政府国日本といつてもこれは過言ではない。やうな実態にあるとわれわれは論じてきて、そしてこのやうな実態を改善、改革することをまさに鼓を鳴らす思ひでこゝで強調してきたのだが、なおそのやうな成果はあらわれていないと見なければならぬが、単なるやういふ方向に向かつて行政指導がしたいといふだけではわれわれは満足できない。どのやうに注意し、どのやうに改善の実をあげたか、具体的に御説明あるいは御報告をお願いいた

ります。ただ、たとえば日本銀行におきましてただいまボジション指導、あるいは大蔵省におきまして銀行検査といふやうなことをいたしてありますが、その際にそれぞれの都市銀行の融資の実態その他につきましてもいろいろ調査をいたしまして、いろいろの注意すべき点があればこれは注意をするといふことに相なりますが、その際やはり基本的には預金者の保護あるいは大きな意味での公共性、そういうことが中心になつてまいらうかと存じます。

かし金融の公共性の立場から判断をするならば、銀行家がひとところに情実的に集中的に偏向的に貸し出しをする資金量の絶対量がそれだけ減つてくる。さすれば借りた他の人に融資することができない。一人が得して大ぜいの者が不便を來たす。ゆえに、そのような銀行家があらば、支店長がやればそれは首にする。重役がやればそれは免職にする。そうしてそのやうな常識並びに公共性の立場からセルフコントロールがきびしく行なわれて、そのやうな情実融資、偏向融資はほとんど行なわれていないといふ。アメリカの連邦準備法は――まああなた方はわが国の金融行政の御本尊だから十分調査されておると思ひますが、連邦準備法においては、金融機関は自己資本の二割をこえて同一企業に対して集中融資を行なつてはならないと規制があると思ひ。

○近藤政府委員 全くたゞいま抑せになりましたことに同意でございます。たとえば都市銀行の融資につきましてもおっしゃいましたやうな事例があるとなれば、それはたいへんに国家、社会全体のために好ましくないことであらうかと思ひます。先ほど堀委員の御質問にお答え申し上げましたやうに、効率的経営といふこと、質の競争といふこと、体質を強くするといふこと、そういう方向と同時に、やはり社会性、公共性、そういう観点に非常に重視されなければならないといふのはまさにその点だろつと存じますので、今後とも、ただ単に体質が強くするといふこと以外に、融資のピーアその他が社会性、公共性にマッチしたものにになりますやうに、おりに触れていろいろと検討し、指導してまいりたいといふやうに考えております。

○春日委員 まいりたいといふ、その意欲を示されておることは多いたしすけれども、現実にはそのやうな成果があつておるか、あるいは貸し出しの実態はどうなつておるか。問題はきわめて重大であらうと思ひます。昔聞伝ふるところによりますと、銀行系列産業といふものが、戦後二十年間のうちに、金融天皇といつて、金融が産業を支配する実態の中でそのやうなものが形成されてしまつたと伝えられております。すなわち三菱系産業は、三菱銀行の本支店の窓口を通じて大衆の預金を結集して、そしてその三菱系産業、企業

○近藤政府委員 たゞいま御指摘の点、まさに最近における金融行政の非常に大きな問題であらうかと存じます。ただ銀行は、免許企業ではございしますが、したがつてたいへんな公共性、社会性という観点からのピーアを持たなければならぬという機関ではございしますが、同時にまたこれは私的な存在、私的な面をも持つておりますので、その融資先その他につきまして一々政府あるいは日本銀行当局がこれに干渉するといふことは、これは現在のたてまえではいたさないことに相なつてお

いままあなたは、自由経済において政府があれこれやらない、やることを慎んでおると言つておるけれども、アメリカも自由経済である、イギリスも同然である。そのやうな国においても、すなわち公共の福祉の名においてそのやうな調整や計画性がとられておる、この実態にかんがみて、日本において、すなわち財閥系金融機関が財閥系の企業に対してその資金を優先的に集中的に融資しており、人事の交流すら行なつておるといふこの実態、許すべきではないのである。改善、改革をせなければならぬのである。だからわれわれはこのことを強く強調してきたんですよ。歴代の局長がかわつてきて、特にあなたはこゝのやうな議論をすれば御承知に相なつておると思ひますが、その後どういふ改善が具体的になされたかといふことを知りたい。御答弁……

○春日委員 貸し倒れにならないでも情実になる。貸し倒れになるだけが情実じゃない。私の質問を十分お聞きになつていないやうだが、私は某銀

○近藤政府委員 情実的な融資が行なわれました場合に一番具体的にあらわれますのは、それが貸し倒れといふことになつて具体的にあらわれてまいるといふケースが多かろうと存じます。

○春日委員 貸し倒れにならないでも情実になる。貸し倒れになるだけが情実じゃない。私の質問を十分お聞きになつていないやうだが、私は某銀

○近藤政府委員 情実的な融資が行なわれました場合に一番具体的にあらわれますのは、それが貸し倒れといふことになつて具体的にあらわれてまいるといふケースが多かろうと存じます。

行の責任者、トップレベルの銀行の責任者に聞きますと、われわれは二兆何千億の資金量を持つておるが、その中の九割まではもうほとんど貸し付けて固定しちゃつておるのだ、流動性を持つ資金量は上積み一割くらいのものでしかないのだ、こういうことを聞かず語りで語られたことも耳にしたことがある。すなわちそのことは全くの情実融資であり、偏向融資であり、集中融資以外の何ものでもないものであるが、われわれは銀行あるいは預金というものの秘密性からその実態をつまびらかにすることができないことは残念である。けれども、忘れもしませんが昭和三十一年に公取で、われわれが資料要求して、不用意でありましたけれども、その時点においてこれこれの銀行はこれこれの企業に何百億というふうに、貸し付け残高のリストを提出したことがある。その後しばしば要求したけれども、金融というものの秘密性、秘密性等からその資料を得ることはできなかつて本目に至つておりましたが、われわれは政策論議を行なうにあつて、たとえば金利の硬直性というものを是正、打開していくことのために、五十何兆円の貸し出し残があつても流動性のある資金というものがほんの限られたものであるという実態を把握することなくして金利政策を論じても、これは問題の核心をうがつことは相ならぬと思う。だからこの点について実態はどうなのか、差しつかえない限りひとつ所管責任者としてわれわれにその実態をお知らせを願いたい。

○近藤政府委員 ただいま問題点としてお示しになりました点につきましては、私、やや私見におたると存じますが、数年前と比べて、各都市銀行の貸し出しの内容というのはかなり変化を遂げてまいりました、いわゆる財閥系企業の都市銀行に対する力関係というより、なにも、一ころに比べますとむしろ企業側のウエイトがかなり強いという形も随所に出てまいつておると思ひます。しかし、先ほど来お示しになっておられますように、それぞれの系列融資というものが将来日本経済に対してどういう影響を持つか、その辺につき

ましては、まだ着任早々でもございますので、もう少し研究の時間を与えていただきまして勉強をいたしたいと存じております。

○春日委員 それでは、私がいま質問をいたしておりますのは、金利の硬直性というものを是正するために、金融そのものの流動性——動脈硬化におちいついての現状は、ある銀行責任者が私に聞かず語りに述べられたように、わが銀行が二兆数千億の資金量を持つておるといふことも、ほとんどが固定してしまつておる。固定しておるといふことは焦げついておりますということではないんです。優先的にそこへ融資せなければならぬ、経理的に資金を供給しておく体制にしておかなければならぬという状態が、その金融機関の持つ資金量の八割ないし八割五分、多いときには九割を占める。流動性が一割しかない。そういうような実態の中に立つて、さて金利を上げる下げるというところで、これは皆目だめなものである。だから、いまの臨時金利調整法というより、なにも金利の硬直性、阻害要因の一つではあるけれども、同時に、金融機関の偏向融資、集中融資というものが大きな阻害要因であるということをおわれわれは注視が目せなければならぬ。

それから第三には、何といつてもいまそのような企業が、特に大企業が産業資金調達の手段を安易な金融に依存をいたしておる。そうして、みずから直接資金調達の方法をどうとしたいしてない。とうとうとして、公社債市場というものが十分に整備されてないから、彼らに言わしむればとりやうもないのだという、こういう実態もそこにあると思う。したがつて、この際やはり、そのようにあるオーパーローンの解消あるいは偏向融資の是正、そういうものとともに、公社債市場というものを同時並行的に整備するにあらざれば、金融のアンバランスの是正、あるいは金利の硬直性とか産業のひずみとかいふものを是正することは非常に困難だと思ふ。

いま、貸し出し総残高は幾らですか。ちよつとお伺ひします。

○近藤政府委員 全国銀行で三十兆七千……

○春日委員 いや、全部の金融機関貸し出し総残高、最も新しいやつで。——そのくらいのことは覚えておつてくれよ。

○近藤政府委員 たいへんおそくなりまして失礼いたしました。が、全金融機関で五十兆八千七百十二億という数字に相なつております。

○春日委員 正確にはおわかりにならぬと思うけれども、おそらくその半額以上あるいは五五〇程度のもので中小企業以外のもの、すなわち大企業がその金を使つておると思ふのです。そこで、他の統計によりまして、わが国の経済は、雇用において、生産において、流通において、貿易において、相当のシェアを中小企業が占めておると思ふ。経済学者たちはさまざまデータによつて総合的な計数を立てておるが、かりに最低五五〇の経済寄与率が中小企業にありとすれば、それだけ働きのものが四五〇の金融を受けて、四五〇の働きのものが四五〇の金融を受けて、というものが大抵日本の金融の実態であると論評されております。この傾向を是正していくのでなければ中小企業の安定と振興ははかれない。すなわち、商売は元手次第というが、中小企業の金融梗塞というものはもろに伝統的に、戦後ずっと論じられてきておるのです。だから、これを是正するためには資金の絶対量というものを確保せなければならぬが、そのような産業資金の絶対量をどのように確保するかというところになれば、やはり大企業は金融に依存するということではなくして、増資をするあるいは社債を発行する、そうして直接に資金調達、調弁の手段が講じ得るような体制を確保するものでなければ、われわれが部分的に、断片的に論じたところで総合的な成果をおさめることはできないと思ふ。だから、公社債市場の整備も急いでやらなければならぬと思ふが、これまた本委員会において伝統的に強調されておる問題点なんですか。岩尾さん、この問題はどうかつておるのか。

○岩尾政府委員 公社債市場育成の問題でござい

ますが、先ほど来議論のありました金利についてのいろいろな弾力化の問題、そういう問題がいま起きておりますし、金融機関について競争原理を導入していろいろのことをやつておるわけですが、これはやはりいま申しましたような、総体としての日本の産業資金あるいは資金需給というものを適正な姿に持つていくための一つの手がかりとして、金融機関についてそういう手を打つておるわけです。そこで、最近三月から事業債について条件の改定を行ないました。発行価格と流通価格が非常に乖離しておりました社債市場における条件を改定することによつて、公社債市場をもう少し適正な姿にしようということを考えておるわけでございます。なお、これは社債だけでございまずから、国債あるいは政保債等についてもいろいろと考えながら、公社債市場というものを適正な規模に持つていくように努力を続けたいというふうに考えております。

○春日委員 この直接資金調達方式については、われわれは本委員会でも十数年前論じてまいりました。たとえば投信分離の問題、免許制あるいは第二市場創設の問題、その他幾多の改善、改革策をここで提唱しながら、漸を追つて政府がそれを実現してきた、こういうコースが現実でございします。ところが、その公社債市場育成の理論は、それと並行的に同じようなアクセントでわれわれ論じてきた、取り扱つてきたのだけれども、証券市場の整備、問題点の解決のそれに比べますと、これははたしくおくれを来たしておると思ふが、これは一体どういうことでございしますか。

○志場政府委員 御指摘の点、まことに証券会社に対する政策に比べて公社債市場、なかなか事業債市場の育成、正常化はなおほるかに道が遠いという現段階にあるわけでございます。この理由、経緯をお尋ねでございしますが、これはいろいろと沿革してまいるところが大きいのでございしかつて、ふいに感じておるわけでございます。終戦後、資本蓄積が比較的少ない段階で経済の急速な復興ないしは成長、再建をしなければなら

なかった。かたがた資源の点におきましても比較
的ゆとりがあったというよりなことをもちまし
て、先ほど来お話しのようなオーバードローンとか
オーバードローイングとか、そういう形態を通じ
ながら、つまり日銀の信用創造と通じながら、卸
売り物価の比較的安定裏のうちに昭和三十年代の
経済成長を遂げまして、その基調をいたしまして
は、人為的とは思いますが、低金利政策とい
うことがその柱になっておりましたし、それを
また支持できた基盤もあつたかと思ひます。

そのことが四十年代になりましてやや完全成
長、完全雇用の時代となり、あるいは高度行き過
ぎの成長を抑えなければならぬといったような今
日になりまして、なお社債の発行企業体、つま
りその事業会社側にとりましてはやはり低金利を
望むといったような風潮もございまして、かたが
た一般の社債を購入するような資金の蓄積、資
金というものは、個人その他機関投資家の段階で
総体的に不足しているというよりなこともござい
まして、どちらかと申しますと社債市場は需給か
らする適正なレート、価格を中心に発行条件その
他が考えられていくというよりも、発行者側のコ
スト意識といったようなもの、これが先ほど来
お述べの金融機関の貸し出し（ヘビー）というも
のとも関連いたしまして、それにやや引きずられ
るような形で発行条件なりレートというものが、
今日の時代におきましても相対的に低いと思われ
ます水準に固定されがちであり、そのことが一般
の投資家なり機関投資家の投資物件としての魅力
を相対的に減少しているというよりな一種の悪循環
がございまして、さようなことの累積が今日の公
社債市場の中途はんぱ性と申しましょか、正常
な姿からはな比較的低いという段階に立ち至っ
てきておるのじゃないか、かように考えます。

ために極力努力してまいりたいと思つておりま
す。ただ、何ぶんにも発行条件の改定ないしは決定
ということは、政府が法令その他の行政的な権能
をもつてきめるべきものではないのでありまし
て、あくまでも環境整備なり行政上の指導とでも
申しますか、かようなことにかかつているわけ
でございますが、私どもは、今回の条件改定にもそ
うでございますが、今後ともますますそういう
ふうな認識を一般に広めていくというよりな行政
上の指導と申しますか、行動を通じて、ある
べき姿に実現されるように努力してまいりたい、
かように考えております。

○春日委員 何かわかつたようなわからぬよう
な、言いたいことを言われたような感じがしちやっ
て、どうも二の句の繰りぬけのような気がしま
だ……。ただ志場さんによく御理解を願いたいこと
は、私が金利の硬直性、これを是正していくため
には究極的には長短期資金の相互交換の道を開い
ていく必要が、これが不可欠の要件であるとい
うの一点ですね。たとへばその公債を買った。長
期資金として公債を買ったけれども、金利の関
係で、ではこれを売ろうというよりなことになる
て、それを現金にかえて、そうしてすぐそれを預
金に回していくとか、結局そういうふうな長期と
短期の資金というものが容易に交流し得るよう
な道を確保するためには、現在の金融という制度は
非常に融通無碍にできておるから、そこまでい
かないにしても、公債市場というものが整備され
て、そうしてその公債の流通価格は短期金利の
水準に影響されて、そうしてこれが長期金利とし
ての発行価格に反映されて、そうしてこの発行価
格が定められることになれば長期資金と短期資金
との交流が円滑に行なわれるようになるのではな
いか。そうすれば、公債債に長期投資をした者も、
急に資金が必要になった場合には、それを売却し
て、そうして現金を取得する道が開けてくる、そ
ういふことが容易に何人もなし得るようにしてい
くためには、現在の公債債の市場というものはそ
の機能を持っていない。そういう体制を持つてい

ない。だから、金融の正常化あるいは金利政策は
かりではなく、わが国の経済のひずみを直すため
にはとにかくにも、かねて論じられておるよう
に、公債債市場の整備強化といひますか、いず
れにしてもその体制を整えることがもうまことに緊
急焦眉の必要な事柄であると思ひが、非常におく
れておる証券市場のそれを見ると、非常におくれ
ておるが、何か大きな欠陥があるのかということ
を伺つておるのですか……。

○志場政府委員 短期金融市場における金利情勢
と債券市場のよりな長期金融市場における金利と
の連動性の点の御指摘だろうと思ひますけれど
も、私どもが考えますのは、やはり短期的な金利
の変動というものは、いろいろと景気変動等の関
係で比較的大びたび起り得るであらうというふ
うに思ひわけでありまして、それがにわか長期金
利に連動的に影響を及ぼして発行条件の改定まで
いくべきかどうかにつきましては、いろいろ問題
はあろうかと思ひます。それよりも現在の社債市
場が非常に非正常であるといふことの中には、実
は短期的な金融情勢の変動というものが債券市場
の債券の価格、したがって利率であります。利
回りにあまりにもそのまま響き過ぎるという点が
むしろ指摘されておる面でございます。これは発
行されます形としては、公募されます社債
でありながら、実はその消化先の大半が金融機関
である。つまり一般の大衆ないしは機関投資家ら
しい機関投資家にはまり込んでおる面が非常に
少ない。したがって、金融機関が短期的な資
金の運用という形において、流動性の保持の点か
ら社債を購入するといふよりな面にあつても多
く依存し過ぎておるのではあるまいか。したが
いまして、短期の金融市場が詰まりました場合に、
流動性の回復等からして債券を手放して
ける、これが価格を引き下げる、つまり利回りを上
げるというよりなことになるまいか、しからばそ
の際に、すぐそれに連動しまして発行条件その他
の長期金利体系を調整し連動さしていくべきかと
いうことにつきましては、大きな問題がなあらう

うかと思ひます。したがって、これは迂遠な
ようでございますけれども、やはり本筋は、一
般の投資家ないしは機関投資家というものの、長
期投資、長期貯蓄というよりな観点での消化とい
うものを推進していく。しかし、そのためにはや
はり長期貯蓄手段として、長期投資家手段として
の利回り採算ということが問題でございます。そ
で、その長期的な金融の情勢というものが、総体的
には現在の実勢であらわれておりますように
九多までは申しませんが、かなりの金利水準に
ならなければ投資物件としては考えられないとい
うことでありまして、機会あるたびに、実勢
に合わせまして、発行条件をいろいろ長期貯蓄
の対象としてふさわしいものに持つていく。その
ことと相まちまして、個人投資家なり機関投資家
の消化の割合を多くしていくということが本筋で
はなからうか、かように考えておるのでございま
す。

○春日委員 私の考え方が間違つておるかもしれ
ませんが、機関投資家、たとえば金融機関
が国債や公債債を主として引き受けていく、志場
さんの御意見だと、そういうところへ重点的に消
化目標を置くと言われるのだが、そうすれば金融
機関の資金をそれだけ食つてしまひますね。借り
入れとかが違ひますか。

○志場政府委員 ですから、私はさような現在が
好ましくないと申し上げておるのでございま
して、私が機関投資家と申しますのは、市中のいわ
ゆる商業銀行、都市銀行なり地方銀行なりをさし
ておるものではございせん。長期資金を集めてお
りますところの、たとえば生命保険でございま
すとか、年金、基金でございまして、そういう長
期の資金を集める機関投資家に本来は消化し
たい。それが現在は商業銀行とは申しません
が、いわゆる市中銀行にあつても多く消化先を
依存し過ぎておる。これがいろいろな面におきま
して、公債債市場の正常な環境というものをた
らすのに、現状では無理な面もございましてたけ

ども、障害となり得る、かようなことを申し上げたのでございます。

○春日委員 機関投資家として損保や生保等がそういう公社債の消化当事者になるというところは、大いに考えられてもよろしいのですが、われわれとして考えるのは、やはりこれが大衆に開放されて、国民大衆が、五十兆円になんかすると、この預金残高があるとすれば、そういうものを駆使することによって、ある者は金融を選ぶ、ある者は公社債を選ぶ、そうして売り買いができていくという体制をつくるのが望ましい。いつまでも、市中金融機関とか、市中金融機関を補完機関として損保、生保等の資金プールを公社債の消化グラウンドに見るといふこのあり方は、間違っておるということをおっしゃるのですが、どうなんでしょうか。

○志場政府委員 その点は全く同様に考えます。

○春日委員 同様ならば、そういう方向に向かつて大衆参加ができるような公社債市場を整備しなければならぬが、なぜやっておらぬのだ。十何年間も強調されて懸案になっておるのに、一方においてはビブルズキャピタリズムになってきているのだが、片っ方の、そういう証券はできたが公社債ができておらぬのは、片肺飛行みたいなものだ。片肺飛行の結果、エンジンがとまりそうになつてゐるんだ。こういうことを言っているのですよ。いかぬならいかぬ、これならば平気だとか、その辺を言つてくださいよ。

○志場政府委員 最初に申し上げたつもりであつたわけですが、これはやはり発行企業、公社債を発行する事業会社の態度、つまり三十年代の低金利政策というものの対する、企業の側から申せばコストが安いほどいいということもございまして、社債市場における発行条件というもの、発行する事業会社の考え方、低コスト意識というものにウェイトを置いてきめられがちであつた、そういう環境がありました。したがって、しかし、それでは正常化というものはなかなか進捗いたしませんので、今後の金融環境、金融

融情勢を、国民経済的見地から、あるいは世界的見地から見ました場合に、そういう考え方を、事業会社のほうにも認識を改めていただきまして、そういうものは行政指導いたしまして、そうして、あるべき正常な発行条件というものを発行会社のほうも進んで了承される、決定していられる、そういうことになってもらいたい。そのための、私どもは法制上の権限はございませんけれども、行政指導その他を通じて理解を求めようという努力してまいりたい、かようなふうに先ほど答弁したわけでありまして。

○春日委員 これは、現実の問題としてもいまままで論じて、なおかつ懸案になっておることにもかんがみまして、ちつとやそとの行政指導じゃできるものじゃないんですね。大蔵省が本腰を入れて、たとえば証券市場の再建整備のためには、森永君が乗り込んでいって、おれの言うことを何でも聞かすかというくらいのことを言つて、ギャラを取りつけて、そうしていろいろ問題点の解消をはかつてきたことにかんがみて、同じような公社債市場の整備の問題も、そのくらいのポリシームのある取り組み方をするにあらざれば、いつまでもたつても百年河清を待つにひたしい問題であるといつても過言ではないかと思ひます。

○中川政府委員 先ほど来春日委員のお話を聞いておりました、まことにごもっともな意見であると思ひます。そこで、この点政府も考えておるようでありまして、今回、公社債の一部について、事業債について金利の引き上げの改定を行なつたという点も、そういうことを配慮したからではないかと存じます。今後とも最善の努力を尽くしたいと思ひます。

○春日委員 これは重要な問題でございまして、はかられたいと思ひます。そこで、質問を進めますが、政府は最近長期金利の引き上げを認めた。これに伴う国債金利や預金の金利の引き上げはどういう方針であるか。本日

日の日経新聞でありますか、その記事によりますと、五月には郵便貯金の利子も引き上げるような方向にあるといわれておる。それから、五月から国債、政府保証債の利回りの引き上げを行なおうといつたおる、こういう報道がございまして、この間の方針についてお示しを願ひたいと思ひます。

○岩尾政府委員 郵便貯金等につきましては、別途銀行局長から御答弁がありますが、国債、政保債につきましては、けさ新聞に載つておりました。先般大蔵大臣からここで御発言があつたかと思ひますが、事業債の金利の改定によりまして、現在の公社債市場が、先ほど先生のおっしゃつたように、いい方向に向かつていくのかどうかということを見きわめた上で改定を行なうたいという考えでございまして、当分情勢の推移を見ていこう、こういう考えでございまして。

○春日委員 それでは五月分から国債、政府保証債の利回りの引き上げを行なうという新聞報道は誤報か。

○岩尾政府委員 新聞がかつてに書いたことです。

○春日委員 わかりました。

郵便貯金の金利はどうなるか。

○近藤政府委員 郵便貯金並びに預金金利につきましては、お尋ねでございまして、預金金利につきましては、去る十九日に大蔵大臣から日本銀行政策委員会に變更決議がなされまして、それに基づきまして近々政策委員会が金利調整審議会に付議いたしまして、金利調整審議会の答申を待ちまして預金等の引き上げを行なうことに相なると存じます。

郵便貯金につきましては、目下関係事務当局間で検討中でございます。

○春日委員 そういたしますと、いわゆる長期金利、これは今度一年のもの、六カ月もの、三月のもの、全部五分五厘になった。けれども、再度諮問を發したということは、これをもう一ぺん直

せというのでございましてか。

○近藤政府委員 そのとおりでございまして。ただ、一年ものも六カ月ものという前段の点は、三月三日のときに、同時に日本銀行がガイドラインが出ておりますので、全部五・五%になったわけではございませんで、六カ月の三カ月のものにつきましては、ガイドラインによりまして従前どおりということになります。

それから、今度の決議は、その全体につきましては變更をさらに考えるということに相なります。

○春日委員 新聞報道によりまして、いままで六カ月の、三カ月の、一年ものは、三段階で分かれておつたのを、今度の答申は、五分五厘一本の答申、それによって施行する、こういうふうに報道されておるが、違ひの点ですか。

○近藤政府委員 告示に關します限りそのとおりでございまして。ただ、ガイドラインによりまして、それを六カ月の、三カ月のものにつぎましては、従前どおりという形にいたしておりました。

○春日委員 大蔵大臣が諮問を發し、答申によつて大蔵大臣が告示したものを、日本銀行がガイドラインと稱するものによつて制約することができ、法的根拠は何ですか。

○近藤政府委員 ガイドラインには法的根拠はございせん。自主的に定めております。

○春日委員 日本銀行がみずからのことについて自主的に定めることはよろしゅうございまして、日本銀行にあらざる他の金融機関が、大蔵大臣が告示をしたところの金利を支払うことについて、日本銀行がそれを制約することができるとすれば、これは何らかの法的根拠がなければそのようなことは許されるべき筋合いのものではないと思ひますが、その関係はどうなるのですか。

○近藤政府委員 日本銀行が、政策委員会の権能といたしまして、通貨信用の調節につきましても、たとえばガイドラインを發するといふような権能を持つわけでございます。

○春日委員 そうすると、大蔵大臣は、実行しないところの金利を告示するのでございましてか。

○近藤政府委員 告示は大ワクを示すにとどまりまして、ガイドラインで細目を定めるというたてまえになっております。

○春日委員 日銀政策委員会がそのような金利について制約をすることのできる法案、これをちょっとお示しを願いたい。

○近藤政府委員 日本銀行法の十三条の二でございいます。

○春日委員 読んでください。

○近藤政府委員 「日本銀行ニ政策委員会ヲ置ク政策委員会ハ第十三条ノ三第一号ニ規定スル日本銀行ノ業務ノ運営、中央銀行トシテノ日本銀行ノ機能及他ノ金融機関トノ契約関係ニ関スル基本的ナル通貨信用ノ調節其ノ他ノ金融政策ヲ国民経済ノ要請ニ適合スル如ク作成シ指示シ又ハ監督スルコトヲ任務トス」以上です。

○春日委員 私は、その文言が、はたしていま言われたようなガイドラインの内容を持つものかどうか疑義があると思いますが、いままで、前例、行政例はどうなっていますか。いままで、そういうような告示がされてもガイドラインでそれを制約したような前例があるかどうか。

○近藤政府委員 ガイドラインは特に強制力を持つものではないと、この問題につきましましては、本来公正取引委員会との協議によりまして、たとえは、預金金利というようなものにつきまして最高限度を設けるということが、国民の利益から見ましていささか問題になる点があるかもしれないという観点から、ガイドラインという、特に日本銀行が政策委員会のたいたい申し述べました規定に基づきまして——強制力はございせんが、その間に介入をするということによりまして、預金金利の天井を設けることについて違法性を阻却する手段として考えられたというふうになっております。

○春日委員 すべての経済法は自由競争の原則を制約しておるのではありませんか。だからこれは、公共の福祉の名において、そういう基本的人権であるとか基本的な原則というものが制約を見てお

る。そのためにこそ立法というものがあられるわけにございせんか。だから、国権の最高の機関である国会がそれを法律で定め、あるいは政令に委託する、その範囲で行なわれることならば、独禁法違反も何もあつたものではないと思う、それが成立しておる限りにおいては、法律が成立しておるにもかかわらず、何らのそのような委任事項も委託事項もないときに、日本銀行がガイドラインを自分かたにつくつて、国会に關係なくして法律の機能を制約するというのがごときことは、わが国会として承認することができない問題であると思

う。この問題の關係をつまびらかにいたしますために、委員長において、次の機会でもけっこうです。日銀總裁をここへ呼んでもらつて、この關係を明らかにいたしたいと思ひます。よろしいですね。

それから、この五月の郵便貯金の金利の問題は、どなたからか、上げると報道されておりますが、どうなるのか御答弁を願ひたい。

○岩尾政府委員 郵便貯金の金利は、郵便貯金法によりまして、市中の金融機関の金利等も勘案してきめるといふふうになっております。そこで、もし先ほど銀行局長のお話になりましたようなことで預金金利が上がるというところになりますと、郵便貯金のほうも上げざるを得ないといふことになるかと思ひます。そこで、郵政省のほうでは、そういう情勢を勘案いたしまして、目下検討されておるといふふうになっております。

○春日委員 この問題について伺ひますが、郵便貯金の資金は、これは資金運用部資金に運用がまかされておる、その運用については郵政省とある合議がなされる、こういうふうにして承けておりますが、そうすると、もし預金金利が上がれば、資金運用部資金の資金コストは高くなるわけですね。いかがでございせんか。

○岩尾政府委員 そのとおりでございせんか。

○春日委員 そうすると、資金運用部資金の財投関係、商工中金とか中小企業金融公庫、国民金融公庫の資金コストもおのずから上がるといふこ

とで、これらの政府関係三公庫の貸し出し金利も引き上げられていくようなことになるのではないかと考えられますが、この点についての見通しはどうでありますか。

○岩尾政府委員 資金運用部は郵便貯金の金を預託されて、それを政府関係機関に貸し出すということをやっておるのでございせんが、現在の郵便貯金の定額の利率は五分五厘でございせん。それから、資金運用部のほうで貸し出す場合の利率は大体七年で六分五厘ということになっております。したがつて、この間に大体一分の開きがあるわけですね。そこで、これはやつてみなければわかりませんが、その一分の中で、ほんとうに赤字になつてしまふというふうな上がり方をするの、あるいはそう響かないという上がり方をするの、そういう結果によつて判断をしていくことになるかと思ひます。

○春日委員 私は、この際、大蔵省の幹部諸君に申し上げておきたいと思ひますけれども、先般この問題について、福田大蔵大臣と不肖との間に質疑応答が取りかわされました。そのとき、預金金利が引き上げられれば、当然の趨勢として郵便貯金金利も引き上げることにならざるを得ないだらう。さすれば、これを原資とする資金運用部資金の資金コストが高くなつてくるであらう。さすれば、これを資金源としておる政府関係三公庫の貸し出し金利についても、勢い押し上げられなければならないという物理的必然が考えられるんだが、これについて、なおかつ中小企業団体の中におけるこれら三公庫の金利を引き下げろ、こういう強い要求のあることにかんがみて、逆行するかのとき三公庫の貸し出し金利は引き上げるべきではないと思ひますが、どうであるか、こういう質問を大蔵大臣にいたしました。そのとき大蔵大臣は、ここで敢然として、三公庫における貸し出し金利は絶対引き上げません、こう答弁をいたされております。したがつて、いま理財局長の御答弁では、はたして一分の中で消化できるか、あるいは赤字になるかどうか、その時点であらうか

て合理的な判断をしたいと言われておるが、論言汗のごとしというのを御承知でしょうね。一たび口をついて出た大臣のことは取り返しがつかない。一たび出た汗は、もはや皮膚の中には引つ込まないのである。わかりますか。

○岩尾政府委員 中小三機関の金利がどうなるかという話は、二つの面から検討していただきたいと思ひます。第一は、先ほど先生の御指摘になりましたように、資金運用部自体のコストというものが悪くなるから、そこで中小三機関に貸す金を高くする、そうすれば中小金融機関が貸す金を高くしなくてはならぬのじゃないかという観点からの判断、それから、全般的に、先ほど申しましたように、市中の長期金利が上がつてまいります。市中の金利が上がつていくときに、中小三機関だけがそれよりも低い金利でいいのかというやうな判断、そういう両面を考へていかなくちゃならないと思ひます。

私が先ほどお話をいたしましたのは、その片方の面についての御質問でございまして、そういう面からいいますと、運用部自身がコスト割れになるかならないかというものは、預金金利の上がり方次第であるというのを申し上げたのでございせん。全体の中小金融について、大臣がこれは上げないとおっしゃつたのでございせんが、私は実は聞いておりませんので、論言は汗のごとしと思ひますが、直接そういう御指示がございましたら、私ももうさういふふうにはいたしたいと思つております。

○春日委員 局長の言は水のごとく、そんなものは何も天下の大勢に影響はございせん。また、われわれもさほど重視はいたしておらぬ。けれども、大臣が政策論議として、こういう局長が指摘されたような要因、大臣においてはその他の多くの要因を……（出た小便は帰らないよ）と呼ぶ者あり）あんなもの出たつて出なかつたつて同じだ。水みたいなものは、かわいたらまたかぶればいい。あんなものは粗末なものだ。そこで、——何の話だつたかな。実際こういう

ふりにデリケートな政策論議をやっているときに、君たちも酔ったような茶々を入れるなよ。忘れちゃうよ。

そういうような二つの柱をいろいろと総合判断されて、さらに多くの関係する事項を総合判断されて、大臣が上げないと言われたら、どのような結果があるとも上げないべきではない。私の言うたことがうそかほんとうか、私は問題が非常に重要であるというのを考えて、特にあらためて念を押して質疑応答がなされておりますから、どうか速記録を十分ごらんをいただきたい。そのことを強く要望いたしておきます。

近藤局長に重ねて伺いたいと思いますが、伺いますと、この間諮問を発して、そうして答申がなされ、一年ものも、六カ月のものも、三カ月のものも全部五分五厘になった。ところが、一年ものについてハナデをつけるにあらざれば、みんな同じであれば一年定期をする者がばかを見るし、怪手がなくなくなってしまう。かくては原資確保のために銀行もあるいは困難、障害を来たすかもしれないというので、一年ものには二厘五毛のハナデを付すべく、そのような意を含蓄せしめて諮問があらためてなされておると聞いております。われわれの常識から判断すれば、一年ものはいかに、六カ月のものはいかに、三カ月のものはいかに、いままで断層があったのだから、断層を付して諮問してしかるべきであるのに、一括かくあるべしと諮問をし、あらためて一年ものについては二厘五毛の格差を付すべきものと思われがいかにという第二ラウンドの諮問をことさらに行なわれたというところについては、われわれの政治常識というよりも、社会常識から考えて何かびんとこない。何でもこんな二段階の手間を用いられるのであろうか、こういう疑義があるわけではございません。何か悪い魂胆が秘められておるのではないかと思うが、ことさらに二段の諮問を必要とした積極的理由は何か、御答弁願いたい。

○近藤政府委員 初めのほうにつきましては、あるいは先ほどの私の御説明が不十分で誤解があったかと存じますが、告示の大ワクにおきまして五・五%が天井ということ、六カ月のもの、三カ月のものすべて同様でございますが、実際上は激変を避けるという意味で従来どおりとして、ただ年利建て移行に伴います技術的な小さな変更をするための処置でございます。

今回日本銀行行政政策委員会に対して大蔵大臣が変更発議をいたしましたものは、あらためて金利水準を全体として検討していただきたいという趣旨のものでございます。

○春日委員 それならばさらに伺っておきますが、一年ものは二厘五毛付加する、そうすると三カ月のものと六カ月のものとは同じになりますか。ガイドラインとかなんともいう怪しげなものは別にいたしまして、それがないうとすれば、告示の面においては同一の扱いになりますか。

○近藤政府委員 これは、これから金利調整審議会に諮問をされる事項でございますので、私どもはのうから申し上げるのいかばかりかと思ひますが、おそらくは一年ものにつきましての変更ということ、いわば天井をきめる形で御答申があるものというふうにひそかに承っております。

○春日委員 端的に申し上げますと、今度諮問が発せられたのは一年ものについてでございます。そうすると、ガイドラインというものは念頭に置かないで、告示の面からだけ国民が判断をすれば、三月も半期も同じでしょう。今度諮問があらためて発せられないとすれば、三月ものと半年ものとは差異がなくなる。さすれば、一年ものかもしくは三カ月のものか、六カ月のものをやるかはなくなると思うが、この点はどうですか。

○近藤政府委員 今度諮問の行なわれましたのは、金利体系全部につきまして、特に一年ものに限定をいたした諮問のしかたではございませんで、全体について諮問がなされております。ただ、いまおっしゃいましたように、おそらくは答申を置いて答申が行なわれるであろうということになります。その場合に、またガイドラインに

よりまして、急激な変化が起こらないように、六カ月のもの、三カ月のものについての一般的な基準を示すということとを日本銀行としてはやられることになろうかと思ひます。

○春日委員 それでは、だいぶ時間も参つております。なお多くの質問が残っております。すけれども、もう一点だけに集約をいたしまして承つておきたいと思うが、金利体系のアンバランスの是正という問題について、将来の理想像をこのお互いに意見交換をいたしておきたいと思うわけでございます。

そもそもコールレートは、その本来の性格からすれば、原則として公定歩合を上限とするものであるべきであらうと思うが、この点についていかがでございますか。

○近藤政府委員 おっしゃるとおりであると考えております。

○春日委員 現在公定歩合をはるかに上回つておる現状を何と判断し、これを是正するためにいかなる措置をとらんといたしておるか。

○近藤政府委員 これは資金量の絶対的不足と申します。資金量全体の不足分のしわが、まさにコールレートというところに集中的に表現されておるといふふうに考えておるのでございますが、ただ過去からの趨勢を見ますと、たとえば、過去におきましては、当時日歩だけで六銭近いコールレートでございましたが、現在は高い場合にも二銭何厘かといったような状況にだんだんと落ちてきておられます。また、結局この問題は、短期と長期との金利のアンバランスの問題というところになりますので、長期金利につきまして今回一連の改定の動きがございまして、これによって少しづつでもおっしゃるような金利体系のアンバランスを直してまいるといふ方向をとつておるわけでございます。

○春日委員 そこで、岩尾さんにも所見を伺つておきたいと思ふんだが、金利体系のバランスをはかるためには、コールレートは公定歩合より低く、当然のことながら、貸し出し金利は預金金利

よりも高く、そこで問題は、公社債の金利というものはその貸し出しと預金との中間ぐらいに設定されるということが、いわゆる金利体系のバランスのとれた状態であり、そのように行政指導なりあるいは政策の推進なりをはかるべきであると思ふが、これについてどうお考えでございますか。

○岩尾政府委員 公社債市場の育成の条件については、先ほど証券局長から御説明したようなことではございますが、いま御指摘になりましたような、社債その他の債券の条件というものをどこへ持つていったらいいかという問題は、これは単純に計算だけではない問題でございます。非常に悪いことはすけれども、貸し出し性向といひますか、そういったものにやはり非常に問題があると思ひます。そこで、現在は、先ほど先生も御指摘になりましたように、非常に全般的に貸し出しをやりたい、何かに貸したいという意向が全金融機関に強いわけですから、むしろ債券を保有することによって長期の貯蓄をやり、あるいは運用をやり、利用しようという空気よりも、そういう貸し出し性向が非常に強い。そういう状況の中では、単に条件だけがある程度改定をいたしましたとしても、いま言いましたような公社債市場と金融市場というものがうまくつながっていくということが達成されないというふうに私は考えます。これは日本全体の貯蓄資金というものが全体として多いか少ないか、いわゆる個人金融資産というものが多いか少ないかという問題もありまして、いま言いましたような金融機関側のそういう貸し出し性向もありませんし、それから、かつ発行機関側がそういった条件に耐え得るかというところもございまして、そういったすべての問題がからんでくる話だと思ひます。

○春日委員 そこで、最後は、金利の景気調整機能について伺ひをしておきたい。また現状を把握したいと思ふのでありますが、公定歩合というものの操作で、大体景気調整政策というものがそれを中核として推し進められてまいりました

以上になるという、そういう金利の金融を求めるというふうな事態がまだ存在しているんだ、それとこういう取り締まり法もあるんだ、こういうことで、何か恥辱のような感じもするわけです。全国貸し金業というふうな実態を見ましても、三十銭というふうな、こんなことではやっていないという実例もあるわけです。したがって、そういうことでありますから、この際思い切つて、少なくとも日歩二十銭相当の七三〇くらいのところまでは一気に落としていい段階に來ているんでないかと思うのです。こういうことも、大蔵省としても当然考へていいことだと思ふのです。單にいままでの三十銭を年利に直せばこうだといふ上だけじゃなしに、そういう実態面についてあつてはならないと考へて、これを生かして

て、特にこの点は飛び離れた問題だけに、やはり法をそのまま直していくという考え方を直していく、そういう段階に来ていると思います。これは私どもは当然そういうよりにして差しつかえないところまで来ているんだ、これを残しておけば、そこまではいいんだということ、もういつまでも取り下げないのですね。やはり政府の考え方というものを法律によって示して、国民にそうい

う暴利というようなものはあつてはならないん

だ、不当な金利はかせいでほならないんだというものを示す意味においても、この点の改善は非常に必要なことだと思ふのです。これは銀行局長、それから次官も、ひとつこの点についての考えを聞かしておいていただきたい。

○近藤政府委員 実はこの点につきましては、第五條の高金利処罰の關係は法務省の所管になっておりますので、私どものほうから申し上げるののもいかがかと思いますが、ただ今回のこの年利律で移行法のためまゝといはしましては、いずれも、ただ單純に日歩を年利に改めるというたてまゝですべてをやっておりますので、この点につきましても、ただいまいろいろお示しがございまして、たけれども、機械的に右から左に、日歩から年利

に改めるということにいたしましたわけでございます。

○中川政府委員 広瀬委員の御指摘、私どもも政治家として、こういう高金利がまだに日本経済の中にあつていいのかという疑問は持つわけでございます。しかしながら、銀行局長がいま御答弁申し上げましたように、今回は単純に移行するだけのことでありまして、法務省との関係もあり、またあらためてひとつ検討し、引き下げの方向なりあるいは何らかの措置については、また別途検討させていただきますということで御了承いただきたいと存じます。

○毛利委員長 ただいま議題となつております各案中、利率等の表示の年利建て移行に関する法律案につきましては、これにて質疑は終了いたしました。

○毛利委員長 これより討論に入るのでありますが、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○毛利委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○毛利委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○毛利委員長 次回は、来たる三十一日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会